

淀川水系流域委員会 第8回委員会

議 事 録 (確定版)

日時：平成 14 年 2 月 21 日 (木) 13 : 00 ~ 17 : 18

場所：京都リサーチパーク 4 号館 B1 バズホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これより淀川水系流域委員会第8回委員会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総研の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

では、審議に入る前に、ご報告と幾つか確認をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。資料1は「各部会の開催状況」ということで、前回の委員会から今回の委員会までに、それぞれ1回ずつ部会が開催されておりますが、その開催状況です。資料2は「中間とりまとめ骨子について」、資料3は「委員からの要請に対応する資料」、資料4-1は「検討課題についての意見整理資料」で、資料4-2は「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表」でA3のものです。資料4-3は「一般からのご意見とりまとめ表」で、これは、これまで流域委員会にご意見を頂きました一般の方、傍聴者で発言頂いた方々も含めて、資料4-2のような形で、一般の方の声としてとりまとめたものです。資料5は、次回の「第9回委員会の意見聴取の部について」で、資料6は「第7回運営会議結果報告」、資料7は「検討課題についての提供資料(寺川委員からの提供資料)」となっております。参考資料1は前回委員会の結果概要、参考資料2は「委員および一般からの意見」、参考資料3は「検討スケジュール(案)」となっております。

本日の審議の参考とするために、これまでの現状説明の資料を委員席に1つずつファイルで置いておりますので、ご参考にして下さい。

発言にあたってのお願いですが、本日は後ほど一般傍聴の方々にも、ご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、黄色い紙の「発言にあたってのお願い」をご一読下さいますよう、お願いいたします。なお、審議中は一般の方々の発言はご遠慮頂いておりますので、ご協力をお願いします。

あと、資料で追加がありまして、塚本委員からの提供資料ということで委員席には只今配付しております。一般の方々は、受付に置いておりますので、ご覧下さい。

それでは、審議に移りたいと思います。本日の終了予定は17時となっております。皆さま、ご協力をお願いいたします。それでは芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長(委員会)

本日は、ご多忙の中を第8回淀川水系流域委員会にご参集頂きまして、ありがとうございます。

本日から中間とりまとめについての議論に入りたいと思っているわけです。前回、中間とりまとめについては、素案を運営会議でつくりなさいというお話がありまして、運営会議で議論いたしまして、その中に作業部会を設けることにいたしました。私と榎屋委員と江頭委員、それに庶務の協力を得まして、進めるということになっております。本日は、一応何かを出さなければいけないということで、今説明した資料の中にありますが、「中間とりまとめ骨子について」というものをまとめてきています。

この内容については、もちろん不十分でありますし、運営会議の議論を経ていない、作業部会からダイレクトに出している資料ですが、何かを出さないと話にならないということで出し

たわけです。特に今日は、中間とりまとめの骨子の目次案といいますか、骨組み辺りを最初に議論して頂いて、共通の理解を得ておきたいと思いました。その内容については現在も検討中ですし、不備ですので、いろいろこれから、皆さまのご意見を入れながら充実させていきたいと思っております。

今日は時間が許す限り、その内容についても議論頂きたいと思っている次第です。

それでは、まず各部会からの報告ですが、各部会におきまして、中間とりまとめに向けて、非常に活発な議論を展開しておられます。もう会議が多過ぎて困るといぐらい大変な状況になっていますが、そういう中である程度、中間とりまとめの作成に向かって、かなり進んでいるところとか、これからのところとかいろいろありますが、その状況を各部会からご報告頂きたいと思います。資料1です。

まず、琵琶湖部会からお願いします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会は大体、資料1に書いてある通りでして、「整備、計画の視点」というような個々のことよりは、もう少し前のところで、全体のことを個々の問題についても議論していこうという推移で進んでおります。

1つだけつけ加えておきたいと思っておりますのは、意見聴取・反映に関して、琵琶湖部会は「試行の会」と申しておりますが、やり方をいろいろ変えてやってみるのがよいのではないかとということで、この間の時には、いわゆる公聴会で委員が質問するだけではなくて、委員の方が何かを言おうと思えば、少し議論をするという形で進めさせて頂きました。

もっと違う形での、住民の意見を反映するための聴取の方法というのは、何かないかということも、いろいろと考えていきたいと思っております。

芦田委員長（委員会）

続きまして、淀川部会からご報告をお願いします。

寺田委員（委員会・淀川部会）

淀川部会は、資料1の2ページから5ページにあります。前回の委員会からの間では、2月5日に部会を開催しました。治水・防災の部分についての議論を中心に、かなりの時間を割いて行いました。それから、利水の問題について、これまでまとまった議論をしていなかったということで、この部分についても、いろいろな観点から議論を行いました。部会としての中間的なとりまとめに向けた議論が、だんだん本格化しているという状況です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。それでは、猪名川部会、お願いします。

米山委員（委員会・猪名川部会）

この資料1にあるように、2月15日に第9回をいたしました。最初に吉田委員から、一庫ダ

ムの自動水質観測結果の分析ということで、その水質の問題を言及して、あと、河川管理者側から3点のご報告がありました。その後、中間とりまとめをどうしようかということで、様々なスケジュールの確認をいたしまして、作業部会の議論をもとにした部会のとりまとめを始めております。だんだん日が押し詰まってきて、委員会の報告の前に我々のとりまとめをしなければいけないので、少し慌てているという状況です。

芦田委員長（委員会）

それでは、資料2の「中間とりまとめの骨子について」をご覧頂きたいと思います。これは、先ほど言いましたように運営会議の作業部会で作成したわけですが、内容につきましては、検討中ということで、不完全なものです。しかしながら、大体のとりまとめのイメージを持って頂くために、とにかくたたき台のような格好でまとめたものです。

まず、「目次構成・案」のところを見て頂きますと、「淀川水系流域委員会 中間とりまとめ」ということで「中間とりまとめにあたって」としております。これには淀川水系流域委員会の目的や、従来にない試みをいろいろやっているという特徴等を書きまして、中間とりまとめの位置付けをまとめました。中間とりまとめというのは、この委員会で審議した内容に基づいて、近畿地方整備局の方で河川整備計画原案を作成するということになっていきますので、原案を作成するに当たっての参考になるような、視点なり方向なり、いろいろ基本的な課題をできるだけたくさんまとめておくということだと思います。それに基づいて近畿地方整備局の方で原案を作成され、その原案について、またこの委員会で審議して、最終的なとりまとめを行うという位置付けを、まず書こうということです。

その次は、理念です。河川整備計画をつくるにあたって、基本と考える理念が、まず必要ではないかということで、理念を書いております。その理念に基づきまして、河川整備計画のいろいろな視点、基本的な考え方が出てくるわけですし、どういう水系にするか、望ましい姿はどうかということを考える上での視点やアプローチ、スタンス等をとりまとめたのが、2章です。

3章は、それを受けて、より具体的な方向性を出さないといけませんので、治水・防災、利水と河川利用、環境といった問題について、それぞれの課題なり具体的な方向性を、かなり詳細に述べるつもりでいるわけです。

4章は、そういう方向性を取り入れて計画を策定していく上での留意点を、幾つか挙げています。例えば、住民意見をどのように反映するかということや、代替案の設定とその多面的な評価、計画策定に関する情報の提示、維持管理まで含めた整備のあり方の検討といった内容について述べようというわけです。

第5章は、計画ができた場合に、その計画を実効のあるものにするシステムが必要でして、そのためには、もっと他にもたくさんあるかも知れませんが、ここに書いてあるのは3つで、情報の共有とパートナーシップ、それから、これは新しい提案ですが、流域委員会の設置があります。この流域委員会、或いは管理委員会か、名前はまだわかりません。こういった河川整備は、国土交通省だけではできない問題がたくさんあります。行政が縦割り行政になっているわけで、これを横につなぐようなもの、或いは、このような整備を進めていく上に住民の意見

をどのように取り入れていくか等、いろいろな課題があるわけです。そういうものをつなぐ、法的な位置付けを持ったものがないかということで、流域委員会の設置を提案しようというわけです。それから、事業の実施を絶えずフォローアップして見直していく必要があるということで、河川整備計画を進めるにあたっての問題というか、課題を書いております。

第 章は、淀川水系流域委員会では、この委員会と部会に分かれています。各部会でも、中間とりまとめを作成しています。その部会報告とこの委員会報告とを合わせて、委員会報告にしたいと思っております。各部会でとりまとめたものを、この委員会で検討、調整する必要があると思うのですが、そういう調整を含めた上で、各部会の報告を委員会報告の中に取り入れていこうというわけです。

参考資料としては、今までに委員、或いは一般の方から、たくさんの貴重な意見を頂いておりますから、それを全部要約して添付していこうと思っております。そして、それを参考にして頂こうということです。

そういう構成で書いておまして、その内容を2ページ以降に書いておられますが、それについては、庶務の方から説明をお願いしたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

〔省略：資料2、2ページ以降について説明〕

芦田委員長 (委員会)

どうもありがとうございました。

それでは、これからご意見をお伺いしたいのですが、まず、内容についての議論に入る前に、先ほど言いましたように、この骨格といいますか、その辺りの構成についてご意見をお伺いしたいと思います。

川那部委員 (委員会・琵琶湖部会)

作業部会の方々、短い時間に大変な努力をして頂いたようで、ありがとうございます。

今、芦田委員長がおっしゃった内容について、一般的なことを3つほど言わせて頂きます。1番目は資料2、2ページの「中間とりまとめにあたって」というところで、事実に反するので、変えておかれた方がよいと思うところがあります。それは「幅広い意見の聴取」というところでの、「学識者だけでなく地域の特性に詳しい委員も多数含まれている」という言い方は、専門家は専門家、特性に詳しい方は詳しい方でと、別のものとして受け取られる恐れがあります。ここは、地域の特性に詳しい委員そのものが、学識経験者であるという立場に立っていたと思います。これは、準備会議の委員としての意見ですが、そう言って頂くと、目的と特徴が非常にはっきりするのではないかと思います。

2番目は、琵琶湖部会の部会長として申し上げることになるのですが、1章の「理念」、2章の「整備計画の視点と基本的な考え方」については、部会の中間とりまとめでも、こういう前置きに当たるものを、今、議論中です。その点については次の委員会くらいに、部会の前書き、

理念を出すということになると思います。

3番目は、3章の「整備計画の方向性」というところなのですが、これは極めて素直なやり方だと思います。しかし、琵琶湖部会の中ではかなり強く、もちろん全員一致ではありませんが、治水・防災、利水・河川利用、環境という3つの分け方を並べることが本当によいのかどうかについて、議論があります。つまり、河川法では確かにそのように書いてあるわけですが、もう少し総合的に考えていく方が、むしろよいのではないかということです。また、それと同時に、在地というか、おのおのの場所に住んでいる人たちから見ると、治水なり利水なり環境なりというのは、結局どういう見方になるかということも含めた問題として扱う方がよいのではないかという意見が、かなり強く出てきております。3章「整備計画の方向性」のところでの議論は、この順番でやって頂いて結構なのですが、最後にまとめる時には、少し違うような意見を、もしかすると琵琶湖部会から提案させて頂くことになるかも知れません。ここまでは個人の意見ではありませんので、議論に先立って申させて頂きました。

しかし、全体としては、短い時間にたたき台をつくって頂いたことに、大変感謝をしております。

芦田委員長（委員会）

理念その他で、今、意見が出ましたが、これは、これでよいというわけではなくて、恐らくいろいろな意見が出てくると思います。それをどうするかは、これから議論したいと思っています。内容はともかく、理念をここに入れたいという辺りを、まず固めて頂ければよろしいかと思っています。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

繰り返して申しますと、3章の「整備計画の方向性」の中身については、幾つかのことを申させて頂きましたが、あとの内容の1、2、3、4、5章というやり方、或いは特に で、各部会の中間とりまとめ、或いは全体の意見を載せようというやり方は、琵琶湖部会としても結構なことだと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

細かい内容ではなくて、今、委員長が言われたようにこの骨子の立て方なのですが、これは、委員会と各部会との守備範囲が、よくわからないのです。つまり、今まで各部会でも、今日の骨子の1、2、3、4、5章の辺は、かなり議論をしてきているわけです。そうしますと、今回のとりまとめ骨子では と という構成で、 の方に各部会のとりまとめを書くということになりますと、かなりの部分が重複してしまうと思います。それは、そういう形でもよいということであれば、よいと思いますが、それはどうかと思います。

私としては、各部会で固有の問題は、もちろん の方で書いたらよいと思いますが、この骨子案の に、1「理念」以下、2、3、4、5と項目が上がっていますが、こういう部分は、全体に通ずる問題だと思います。この辺りは、各部会で議論したものをこの委員会に反映して、少

なくとも、ここの部分は委員会でまとめ上げるということをししないと、各部会で、また同じように理念とか方向性というのをばらばらに出して、それがいっぱいあってもよいという考えもあるかも知れませんが、どういう考えでこういう構成をされたのかよくわからないのです。その辺り、説明を頂ければありがたいのですが。

芦田委員長（委員会）

それは確かにおっしゃる通りです。重複するところが非常に多いので、できれば、今おっしゃったように、各部会のまとめたものを吸い上げてきて、委員会でまとめるというやり方がよいと思いますが、各部会でも独自に非常に活発にやっておられますので、その独自性を入れて、重複してもよいのではないかと、という感じも持っています。しかしながら、矛盾するということはまずいので、各部会の方から報告して頂いて、調整を図るということにしてはどうかと考えていました。

ただ、各部会の固有のものもありますし、部会専任の委員もたくさんおられますので、やはり、各部会のまとめた報告があってもよいのではないかと、という気はしていたのです。

米山委員（委員会・猪名川部会）

これは、猪名川部会の意見というよりも、私の個人的な意見です。全体の理念の中に加えて頂きたいと思うのですが、淀川水系流域委員会として極めて重要なことは、2-2(2)「淀川水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した総合的判断」であり、これが目玉になると思います。少なくとも、猪名川部会に関していいますと、これを前提にしないと、他のことは何も言えないのです。

猪名川流域で現在残っている魚や植物等というものは、歴史の中でつくられてきたものだと考えて頂いたらよいと思います。そういう理念があって、初めて淀川水系全体も考えられると言えます。しかし、洪水が起こります、台風も来ますというので、どうするかと発想を逆転して頂ければ、いろいろな問題がよりよく見えてくるのではないかと気がします。非常に乱暴な言い方ですが、「理念」としては、確かに世界有数の古代湖とか、そういうことはもちろんあるわけですが、それを生かして今の淀川水系をつくっているのは、「地理的、歴史的、文化的」な特徴なのです。

何故、そんなことを言うかということ、猪名川水系の場合は本当に、地球温暖化で海面が5m上がったら、下流の平地が殆どなくなってしまいます。淀川も同じことだと思います。そういう前提があるわけですから、そのことを念頭に置きながら、今、どのようにして自分たちの生活を守るのか、守っていけばいいのか、そのために自然を保護するということになっていかなければ、おかしいと思います。部会の議論の中で、人間中心か自然中心かという話が十分出まして、両方からアプローチしようという議論も出たのですが、結局、私たちが何故こんな委員会をやっているかということ、私たちの生存を脅かし、つまり生命を脅かす問題だから取り組もうとしているわけです。

ですから、私の対象分野は水文化になっているのですが、そういう立場から言わせて頂きますと、2-2(2)「淀川水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した総合的判断」を、でき

れば理念の中に全面的に入れて欲しいと思います。確かにフィジカルな意味での古代湖であるとか、そういう前提はありますが、それではないといったら失礼ですが、それだけではなくて、むしろ、現在の我々の生存を脅かしているものをどうするかという視点から考えるということをして頂けたらと思うわけです。

芦田委員長（委員会）

もちろんこの理念は、これから全面的に直すというか、全く変えるかもわかりませんが、これから意見を聞いて決めるということです。まず、その構成は、これでよいかどうかというのをお聴きしているわけです。

米山委員（委員会・猪名川部会）

ですから、私の言うのは、2-2の(2)を、できたら1章の「理念」の中に入れて欲しいということです。総合的判断というのが前提になっているという意味です。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

作業部会で骨子案をまとめていた立場で話をさせていただきます。今、米山委員から2-2の(2)の話がありましたが、私自身、運営会議の作業部会の時には、芦田委員長から案が出まして、それをベースに議論したわけです。この2-2の(1)と(2)辺りというのは、私の感覚では非常に大事な柱なので、その2つくらい柱があって、それに対して、例えば「淀川水系の望ましい姿」ということで、2-1の(1)、(2)、(3)、(4)というのがあって、それから流域全体を視野に入れた検討と、そんな感じかと思ってイメージを描いていました。その辺は、また作業部会で検討したらよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

では、議論が少し進んで、既に理念の辺りに入っていますが、この理念についてご意見をお伺いしたいと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

中間取りまとめの中身はこれから変えていかれるということだったと思いますが、やはりこういう「骨子案」というのは、最初が一番大事だと思います。これには現状認識が全く書いていないのです。これでは、駄目だと思います。もっと端的に、一体何が問題なのか、何が一番反省すべき点なのか、何が一番転換すべき点なのか、ということを、この委員会がどう認識しているかを、明確に書かないと、こういう美しい言葉を並べたら駄目です。これでは単なる読み物です。このとりまとめは、我々が近畿地方整備局へ提言をするのですから、この委員会がどのような現状認識を持っているのかということ、危機的状況だということ、明確にここで示さないといけません。それから、何が転換されるべきことなのかという一番基本的なところを、ここで書かないといけません。あと、並列的に幾ら書いてみても、あまり意味がないです。何が一番問題かという問題意識を、明確にここで書いてもらいたいと思います。

例えば、水を資源として捉えて、徹底的にこれを利用し尽くすということ、それから川は、洪水を封じ込めるということから、とにかく直線的に少しでも早く海へ流すことだけにとらわれた管理をやってきたという、この2つが一番大きい問題だと思います。従来のやり方における問題について、皆さまで議論して欲しいと思うのですが、現状の河川が本当に問題だとすれば、一体何が一番大きい問題であるのかということ、ここで明確にしないことには、私たちの役目は終わらないのです。ですから、この理念の書き方では、そこが現れないと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

理念と構造のところ、今、寺田委員がおっしゃったようなことを申し上げようと思っていたのですが、何のために、私たちはこれだけ、流域委員会にエネルギーを注いでいるのかといえば、やはり危機感があるわけです。特に20世紀的文明に対して、このままでは日本、世界が立ち行かないのではないのか、但し、それはそんなに大きな話ではなくて、実は目の前、足元が崩れているのではないのか、という危機感があるので、是非、現状認識ということを入れて頂きたいと思います。その危機感の背景には、やはり行政の肥大化、或いは今の地域住民の無責任化ということも、両方あると思います。これは両方セットだと思います。

それから、私たち、或いは私自身が大変気にするのは、3章の「整備計画の方向性」で、どうしても利水、治水、環境になるのですが、ここには是非、総合的な部分、つまり、歴史認識、価値観のようなものを入れて欲しいと思います。

歴史認識、価値観には3つくらいの柱があると思います。1つは、全ての治水、利水を環境も含めて横につなぐ歴史と、2つ目は、それをどうやって次の世代に伝えるのかというような、いわば、次世代への伝達システムを内在化しているような仕組みです。今、危機が訪れているというか、最も象徴的に出ているのは若い世代なり、子供たちにだと思えます。この委員会には今、子供は含まれてもいませんが、最も強く影響を受ける子供達世代のことを考えたいと思います。

1つは歴史認識、2つ目は次世代にどう受け継いでいくか、3つ目はサイエンス、或いは科学プラス、人が何によって感性として動かされていくのかというようなことです。私はここ2、3年、芸術とか文化のことを盛んに言わせて頂いておりますが、やはり川なり水なりを歌うとか、写真、或いは表現者という人たちとの関わりも含めて、どう表現するかというようなところが、例えばその歴史、価値観の柱になるかと思えます。まとめると、3章「整備計画の方向性」のところ、3-4として、いわば総合的な歴史、文化、価値観、長期的視野というものを入れる。そして、その柱は3つあるだろうという提案です。

それから、もう1つは寺田委員がおっしゃった、やはり危機認識を持たないと、この計画自身の意味づけが、絵にかいた餅になるということです。

それと最後に1つ、小さいことですが、行間ににじみ出ていることで、先ほど川那部委員がおっしゃったことと同じなのですが、分野別専門家と地域に詳しい非学識者という、この認識は随分基本的に誤っています。全て、「地域に詳しい専門家」であるわけです。そのところを基本的に今まで理解できていなかったのかということで、私は、この書き方に対して大変ショックを受けました。

塚本委員（委員会・淀川部会）

今までお話しされた、それぞれのご意見はよくわかります。芦田委員長が最初に言われた「美しい」ということですが、本当は全部の意味が入るのです。しかし、その「美しい」ということ自身が本当に浅くなったと思います。

公的ということはどう認識するかということが、まず大事だと思います。また、不合理なことが起これば必ずダメージを受けるということも、しっかりとどこかで表示して欲しいのです。そうなりますと、国の近い将来を考えて、嘉田委員もおっしゃったように、非常に危機が来るというのは、いろいろな意味でわかっています。それでは、風、水、道、町というところを、どうしたら新たな再生で守っていけるのかということが、とても大事なことだと思います。米山委員も言われましたように、いろいろな方とつき合っていくと、大阪、京都、滋賀と、厳然と違うのです。考え方、その方法、やりくちそして結果の評価も、違うところが本当にあるのです。これは、やはり1つには歴史だと思います。

それから、もう少し現場で言いますと、物事は実態、実数、現場の事実を本当に浮かび上がらせないと、合理へ持っていけないということがあります。ですから、例えば今まででしたら行政が決めたが、行政に対して住民が、もし違っているのだったらお互いに一緒に測定するかそういうことをして、実際の実態のものがどういうものかということを知っていくというのは、非常に、具体につながるのではないかと思います。今まで、むしろ民主主義そのものすら、不合理さから言えば、1つの試みだと思います。そうしますと、私は最初に理念で申しましたが、自由という中に、等しいというものが入らなかったら自由ではないと思います。逆もあります。例えばですから客観的というのは、どれだけ、全体のものを実態としてよく捉えられるかといった主観を元とした客観であり、治水と環境もそうですが、相違うと思いがちないくつかの主要な要因が実態を認識するには常に含まれて存在する。特に自然を認識するには、そのような「理念」であってよいのではないかと思います。

それから、いろいろなことが決まり成文化されても、実際にそういう進め方、実績をお互いに作り出してやっていかないと、これをどうしていったらよいのだというひとつとして、2003年には「世界子ども水フォーラム」を試みとしてやっていきます。

そこで1つは、もう少し強く言いますと、今の組織の中では1人の人が、あるかたくなさを持っていれば、進まないのです。ですから、もう少し人の配置も含めて、どのくらい客観的に検討ができるか、そこまでいくようなNGOを含む各分野の役割が表れつながりがより出来て欲しいと思います。NGOといっても、NGOだけではやれないのです。地域の住民の方たちと、どのように本当に実態に対して取り組んでいくかということまで出来てこない、先ほど言った、言い換えればそこが一番必要な具体のところ。今の不合理性から合理に持って行って、ダメージを受けることを少なくするというのは、水問題もそのひとつで、これから必ず自由化が起こってきます。そうすると、先ほど言った公的というものは何なのか、水と食べ物と空気と住まいというものをどうするのか、そこまで切り詰めた状況が、近い将来、必ず来ます。そういうことを考えながらやらないといけないと思います。

芦田委員長 (委員会)

理念のところ寺田委員がいろいろ批判されたのですが、実は寺田委員がおっしゃったことは具体的な形にしていらないのですが、全部入れているつもりです。しかし、そのように読めないというのはいけない、ということですね。

寺田委員 (委員会・淀川部会)

私が申し上げたかったことを具体的に言えば、現状認識については資料2、3ページの1.「理念」の第2段落の2行目、「しかしながら」というところからの3行が書いてあるだけです。このようなものは、ごまかしです。「近年における人口の増加、産業の発展、都市化の進展、大量消費・大量廃棄型といわれる生活様式などによる人類の過度で急激な淀川水系の利用や改変によって、その価値が大きく損なわれている」とありますが、これは何のことなのでしょうか。こんな危機意識はないです。

水山委員 (委員会・琵琶湖部会)

私はこれで十分読めると思いました。

それ以上にこの「理念」の中に書くと、それぞれの委員の中での意見も別のものが出てきて、ある個人の意見を展開するだけでしたら可能ですが、共通認識として書いていこうとすれば、一生懸命、読み取っていくような格好でまとめるのが、私は適当だと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は寺田委員と嘉田委員のご意見に賛成なのですが、やはり現状認識というのは、もう少し具体性をもって、明確にしないといけないと思います。そういった面では、先ほど嘉田委員もおっしゃったのですが、この「河川整備計画」について学識経験者から意見を聴く場として」という表現があるのですが、これには私は入っていないと思いました。ですから、そこを明確にして頂きたいという感じは私もします。

それから、この構成ですが、仕組みの問題を入れてもらわないといけないのではないかと思います。いわゆる縦割り行政とか分権の問題が言われています。これは琵琶湖部会でも出ていたのですが、それぞれ一生懸命やっているのだけれども、結局、被害者になっているというようなことが、20世紀にはずっと行われているのです。例えば、3章ですと、「治水・防災」、「利水と河川利用」、「環境」と、それぞれ分けて、課題だけを挙げていくということが、これは全体の流れの中でもあるわけです。そこはやはり掘り起こして行って、よい計画ができて、かつ、それが実行され、なおかつフォローできるような、そういう仕組みをどのようにしていくか、という辺りを全体の中にどうしても盛り込まないと、絵にかいた餅になるという感じが私もします。

芦田委員長 (委員会)

仕組みについては、5章「整備計画の推進について」で少し触れています。特に資料2の8ページ「流域(管理)委員会の設置」に書いてあります。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そういう個別な感じではなくて、河川整備計画をつくっていく段階から、フォローの仕組みを明確にしておいた方がよいのではないかという感じがします。留意点の1つというような問題ではないように思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

水山委員もおっしゃったように、理念は委員によって異なると思います。つまり、この理念は1つの案であると思います。

つまり、理念のところ各々の方が案を出さないと、どうしようもないでしょう。そういう意味で、先ほど私は、琵琶湖部会から出すと申しましたが、或いは部会ではなくて個人としても、理念の部分について、どれほど不十分であろうとも、提出させて頂くと思います。理念に関するご意見は皆さまに出して頂いて、これがやはり一番よいと、もちろん、その全ての部分が一致することはあり得ないでしょうが、それから議論する以外にないと思います。

3章「整備計画の方向性」のところも、私は、琵琶湖部会からの案とは違うような個人的意見を提案させて頂くかも知れませんが、その辺の議論は、今日やるのも結構ですが、もう少し具体的なものが次回には出てくるようにするのが、大変よいのではないかという気がいたします。

芦田委員長（委員会）

「理念」のところにつきましては、皆さまそれぞれご意見があると思います。

私も、今、川那部委員がおっしゃったように、皆さまの意見を出して頂いて、それで最終的にはどれを決めるか、どういうものにするかということ、合意するようなやり方でまとめるかどうかと思っています。できれば、この理念に盛るべきキーワードを出して頂くか、或いは、文章をそのまま書いて頂いて、こういうものにしようというのを出して頂き、それを、最終的には投票のような格好になるかも知れませんが、決めるという方法があると思います。これは人によって違いますから、全部一致することはないと思います。そういうことでよろしいですか。

米山委員（委員会・猪名川部会）

猪名川部会で出た話なのですが、部会のとりまとめの時に、1枚に全体をまとめたものを最初に看板として出し、その後ブレイクして、いろいろな細かいことを書くというスタイルはどうですかという意見が出ていました。

それは、この「理念」に当たる部分だと思います。ですから、もちろん中は細かい話になりますが、全体がこういう方向で、こういう意識で、こういうふうに取り組んでいるのだということ、むしろ、もう少し長くして、この1ページ全体くらいの長さでも、きちんと整理するというのが「理念」の方向ではないかという気がしました。

芦田委員長（委員会）

わかりました。

そういうことでいかがでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

川那部委員と、寺田委員との意見が少しずれていると思います。つまり、この理念は全体で一本化したものを前に書いて、の各部会の報告の部分では外せという意見と、部会のまとめのところにも、また違う理念のようなものをつけるかもしれませんという発言があったわけです。そのことの結論が出ていないのです。私はむしろ形の上では、「理念」というか、前書きのところに一本化されているほうがスマートだと思います。

私自身の考えは、この「理念」の文章の中に、ニュアンスとしては入ってはいるのだけれどもそこまで（ニュアンスを）読み取ってもらえないだろうと思います。例えば、私が考えているのは、前にお話ししたと思いますが、淀川水系というものは海にも責任を持つのだということ、これは私たちの知っているような時間帯ではなくて、もっと大きな時間の流れで見ますと、琵琶湖の工事が進んだ後、大阪湾の淀川河口域の好漁場だったところが、漁場としては全滅しているのです。例えば、天保山という言葉をご存知だと思いますが、これは安治と淀川河口に体積した川の砂を竣滞して（1800年代初めに）海の中で盛り上げて、海面に頭が2m程出たこれは海の中の砂山で、これを天保山と呼びならわしたもので、実は、日本で最小の低い砂山なのです。実際、淀川の河口の漁場がなくなった分も、そこへ移動したのだろうと思いますが、昭和40年頃まで大変な好漁場になってきたわけです。

関西空港をつくったために、周辺海底に砂の浅瀬の傾斜地ができ上がっておりまして、そこへ漁場は移動しています。そういったことを考えますと、少なくとも、淀川の水がどんな形で流れ砂を運んでくれるかが問題です。砂を流せなくなったために、大阪湾全体、瀬戸内海に向けても、今日では魚の生存には大きな影響を与えているわけです。ですから川のあり方自体が、大阪湾、もっと大きく言えば、瀬戸内海東部沿岸水域に大きな責任を負わなければならないのです。私は漁業のことを専門にしていますから、殊さらその辺のことを大変気にしています。

「理念」の文章で言うならば、「淀川水系の利用や改変によって、その価値は現在大きく損なわれている」に入るとと思いますが、私の考える、海に対する責任という話は、私には読み取れますが、他の人には読み取れないと思います。

ですから、そういうかなり具体化した、ある局面についてはどう見るかということについて、やはり部会ごとの中で、多少説明が必要なのではないかと思います。つまり、川那部委員がおっしゃったように、の部会のまとめの中でも、基本になっている理念をもう少しかみ砕いた説明が必要ではないかと思うわけです。

川上委員（委員会・淀川部会）

今までの皆さまのお話、非常に私も同感です。

構成としては、この「理念」の前に、琵琶湖淀川水系の特徴とか特性というものがあって、そして、琵琶湖淀川水系の現状という、現状認識があって、理念、望ましい姿というような構

成に進むのではないかと思います。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

猪名川部会でも、意見交換をする機会が多くなってきています。

今、ご提案の琵琶湖・淀川水系の特徴のようなものを、最初に描くというような入り方が、ベターではないかという議論を少ししているのです。その場合に、理念を書くにあたってのタイムスパンが、100年、50年、20、30年とあります。そうすると、短期の方になってくると、理念というより目標くらいのイメージが出てきて、猪名川部会では、あるべき姿と、それから、培われてきた猪名川そのものの特徴、ポテンシャル、そういうものが、理念とどのようにミックスしていくのか、それを踏まえた一枚紙を書くという形になったのですが、タイムスパンのところが、結構議論があるのです。

この河川整備計画が今後20、30年ということになってくると、目標くらいのイメージを描く方もおられるということで、この理念の扱いという形のはまり込みを、どのように位置付けるかということ、まだ十分できてはいないのですが、意見としてそういうものがあるということだけ、ご報告させて頂きたいと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

今のようなご議論で先へ進むのかと思いますが、今後20、30年の計画で、理念ばかり議論していると、非常に膨れ上がってきて、1ページで収まらなくなると思います。後ろで書く話が、皆入ってくるような気がしています。

私は理念も含めて、とりまとめ全体を見て考えて頂く方がよいと思っています。その中の理念だというようにした方が、すっきりすると思っています。ですから、これは私が作業したわけではないのですが、この程度でよいのではないかと思います。

尾藤委員（委員会）

理念という言葉は私には抽象的なイメージがあるので、理念は理念で置いておいて、現状認識という項目を新たにつくるか、或いは現状認識ということをもっとはっきりとさせるということによいのではないのでしょうか。私は現状認識を入れることについては、川上委員が先ほどおっしゃったことには賛成なのですが、理念と現状認識というように、現状認識という言葉がどこかに必要なのではないかと思います。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

中間とりまとめの作成作業をしまして、目次を2種類も3種類もつくってみたのです。最初に川上委員がおっしゃったように、現状が入って理念を書くという分と、理念を書いて、それから現状、問題点を書くというようなこと、2つを考えてみたのですが、現状を書いて理念を書くと、現状はどこまで書いたらよいのか等、それが非常に悩ましいということがありました。私自身は、理念を先に書いて、まあ書くにしてもこれくらいかと思いました。

ただ、先ほどの、現状認識の非常に問題点のあるところというのは、寺田委員がおっしゃる

ように膨らませて、何か厳しく書く必要があるのではないかという気はしています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

尾藤委員の言われたことに賛成です。池淵委員も言われたのですが、川もそうですが、連続性が要るのです。今までは、総論と各論とか、抽象とか具象とかという、非常に分かれて物を考えましたが、本来、全部つながっています。その抽象の中には、本当にいっぱい具象があるわけです。ここを補おうと思ったら、理念だけでは補えないわけです。ですから、新しい仕組みとして、やはりそれに対する現状の認識というのを入れるということ、時間も含めて、それをどう連続性を持たせていくのかを補う必要があると思います。

芦田委員長（委員会）

現状認識は、実は2章の「整備計画の視点と基本的な考え方」の中に書こうと思っていたのです。これは、「美しい自然」とか、「豊かな川の復活」とか言っています。それでは現状はどうなっているのかということを書いて、それで、どうするかということを書くべきだと思いました。それぞれ皆、水質についてもそうです。

理念というのは、具体的なことをあまり書くと、理念にならないと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

わかります。ただ、矛盾があるのです。今、ひとつの考えとして補足か1つの断りを入れて、その下に現状を入れるべきではないでしょうか。その理念の時に、常に併用してこれから出していくというのも、1つの理念の表現の仕方になってくるのではないかと思います。おっしゃることはよくわかります。

芦田委員長（委員会）

理念について、いろいろご意見がありますので、A4の紙1枚くらいに、こうすべきだという理念を皆さまに書いて頂くということにしたいと思いますが、よろしいですか。それで、コンペみたいなものではありませんが、議論するというのをしたいと思います。出さない人は、この案を支持して頂いたのだということで、もちろんそれで結構です。

提出の期限は、3月10日くらいでよろしいですか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会に関しては、3月13日の部会でその議論をすることになっております。

芦田委員長（委員会）

その明るく日でしたらよろしいですか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

それ以後でしたら、琵琶湖部会として、もしまとまれば意見が出ます。それまででしたら、

全く私個人の意見とか、琵琶湖部会の他の委員の意見というのが、ばらばらに出てくることになります。

芦田委員長（委員会）

3月15日というと、次の委員会まで時間があまりありませんから、早くしたいと思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、適当にそれはご判断頂いて結構です。

芦田委員長（委員会）

3月10日までに庶務に出して頂くということで、よろしいですか。

あまり具体的なことを理念の中に盛り込まないようにして頂きたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今おっしゃった、この2章の2-1「淀川水系の望ましい姿」のところに、現状認識を入れるというお話だったのですが、2-1の(1)「美しい自然、豊かな川の復活」の中に入るのですか。それぞれに入るのですか。

芦田委員長（委員会）

それぞれに入ります。現状が、自然環境についてはどうなっているか、水質についてはどうかということです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

この(1)の中に入るという、そういうことですか。

芦田委員長（委員会）

そうです。これは、時間の関係でテーマだけしか書いていませんが、実際には、そういう文章で少し説明しないとわからないですから。現状はこうなっているから、こうしないとイケないということになります。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では、先ほどの議論を聞いていますと、明確に、むしろ(1)であれば(1)にすると決めたほうがよいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

はい、それをまとめと言うのです。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

(1)に現状認識をきっちり書くという、そういう形もあるのかという感じもします。

芦田委員長(委員会)

現状とその課題等を、「理念」ではない他のところでまとめて書くと、そういうことですね。米山委員がおっしゃったように、文化的側面とか、人間中心とした視点が、ちょっと理念のところ欠けていますので、そういうことも入れるということは非常によいと思います。理念についてはそういう取り扱いをさせて頂きたいと思います。

それから、それぞれの課題についてですが、資料3を見て頂きたいと思います。資料3として、私からお願いしまして淀川工事事務所から提出して頂いたのですが、「自然豊かな淀川をめざして(案)」があります。これは淀川環境委員会で、ずっと前から、淀川の環境のあり方、河川空間の利用、こういったものについて活発な議論を続けてきております。私もこれに関係していきまして、非常によいものが出てきていると思っております。それで、淀川環境委員会の答申をこの委員会のとりまとめの中に、全面的に盛り込んでいくべきではないかと思っております。そういう点から、淀川工事事務所の所長も淀川環境委員会に関わっておられますので、所長の方から、10分くらいで資料3の説明をして頂けますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それでは、お手元の資料3、「自然豊かな淀川をめざして(案)」ということで、淀川環境委員会が、今まとめられている最中ですが、10分程度でご説明したいと思います。

〔省略：資料3について説明〕

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。

突然、説明を求めまして申し訳ありません。

今、ご説明頂いたように、環境について、或いは人の利用について、淀川環境委員会で随分長いこと議論を重ねてまいりまして、今、ご説明の案は、ほぼ最終の案と思って頂いて結構だと思います。流域委員会としても参考にするというか、取り入れていくべき内容であろうと思っておりますので、ご紹介して頂いたわけです。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

感想を申し上げてよろしいですか。

さすがに芦田委員長が、これはおもしろいとおっしゃった通りで、細かいところの文章はわかりませんが、全体としては大変おもしろいことが書いてあるのではないかと思います。

琵琶湖の場合も、或いは淀川全体のところも、例えば、総論の理念と目標というところの内容は、相当きちんと考えないといけないと思います。また、ここにある、いつ頃の状態を1つの目標にするのであるという考え方は、例えば、琵琶湖の環境というものについても、この程度の年代を考えられるとするならば、琵琶湖部会でも大変楽なので、ありがたく思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

今朝、かなり丹念に読んだのですが、これはすばらしいです。よくできているところではないです。ここまでなかなかやれないと思います。現在の我々の委員会では物足りないと思っていた部分を、これを読んで、カバーできたと思いました。

ただ、1点だけ不足だと思ったのは、3ページの .1.3(6)「生物の生息に適する水環境の確保」です。ここのところは、今のご説明のように、水量と水質の見直しになっているのですが、これは漁業関係、或いは魚関係の人間からしましたら、川の水量、水質も大事ですが、もっと大事なのは、川底の砂があるかどうか、水草があるかどうかということです。これが非常に大事です。浅瀬がなかったら、特に、砂の底がないと川の生物の繁殖・生息や川の水の浄化をできなくなるので駄目なのです。

そういう意味でいうと、14ページの参考資料の一番はじめに、いろいろな指標のとり方を挙げてあります。これは、川底の砂の範囲がどのくらいの比率であるか、水草の生えている範囲がどのくらいの比率であるかというのを、極端に言ったら、比率だけでいいのですが、押さえると、非常に川は生物にとって有効かどうかわかる筈です。それ以外のところは、ほぼ完璧に近いです。感心しました。

芦田委員長 (委員会)

どうもありがとうございました。

淀川環境委員会には、なかなかうるさい委員がたくさん入っておられまして、この案は、物すごく検討を重ねて、まだ委員会は開いておりませんが、勉強会でやったのです。これならよかろうというように、委員の皆さまも非常に満足しておられるようなものになりました。

今おっしゃった砂の問題は、非常に大事でして、もちろん、ここに書いてはいるのですが、最終報告にはもう少し入れたいと考えています。

今本委員 (委員会・淀川部会)

この中身については非常に結構で、目標もよいと思いますが、これをいつまでに実現しようとするのかというのが抜けているような気がするのです。100年後なのか、10年後なのかがわかりません。

芦田委員長 (委員会)

取り敢えず、河川整備計画の目標は20年、30年と言っていますから、それ以内、できるだけ早い段階でということでしょう。

今本委員 (委員会・淀川部会)

是非、その辺も触れて頂ければと思います。

尾藤委員（委員会）

私の感想と、それから、先ほどから出ておりますこの資料2「中間とりまとめ骨子について」の5章「整備計画の推進について」ということと関連しますので、少し意見を申し上げたいのです。

今、説明頂いたことについて、私は専門的な知識というのはありませんが、大変なことだと思います。私はこういうものを見る時に、いつも、トートロジーというのですか、水は何故大切かという、水は大切なものだからである、環境は何故守らなければいけないかという、環境は守らなければならないものだからである、という感じが昔からずっとしていたのです。

それはつまり、何を誤ったのかということの検証を、後からしないという部分が、多分たくさんあったからではないかと思います。日本列島改造論が出てきたころ、都市整備計画というものを、各自治体がかなりのシンクタンクにお金を使ってやりました。多分、その時作った計画は、今、自治体の倉庫の中に眠っていると思います。恐らくほとんど実現できなかったはずであるというようなことを、以前の委員会でも言いました。

専門家の方々がその時点の英知を集めてやられたものについて、その後どうなったのかという問題があるわけで、資料2の「中間とりまとめ骨子について」の5章「整備計画の推進について」で、「流域（管理）委員会の設置」とか、「実施計画のフォローアップ見直しと順応的管理」というところに、それが出ていると思えます。

予算的な問題とか、いろいろなことを省いて申し上げるのですが、今までずっと、非常にたくさん提言が出されてきて、非常によい提言があったのだが、それがうまくいかなかったのはどうしてかという、その間違った部分が、後の世代に共有できていないということが、ずっと続いてきていると言いたいのです。

今度の淀川水系流域委員会の提言につきましても、現在は非常に皆さまが賛同して、そうやるべきだと思ったことが、10年後になると、あれはやはり間違っていたのではないのかということが起きる、それからまた、その時は間違いだと思っていたことが、10年後くらいになると、やはりそれは正しかったということが起きるかもしれない。日本の公害、或いは住民運動、行政側とその住民運動とのいろいろなことの中でわかってきた、というのはあると思います。

ですから、5章の「整備計画の推進について」のところは、かなり踏み込んで、提言の後、どういう検証をするのかということについてもきちんとして、どこを間違えたのか、何故それがうまくいかなかったのかということが、後の世代の人たちにわかるような形で残せるようなシステムが必要だと思います。言いつ放し、聞きつ放しということが、公聴会への批判の言葉にありましたが、そうならない何か欲しいと思います。この「骨子案」を見ますとそのシステムは用意してあるのですが、もう少し踏み込んでよいのではないかという気がいたします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

資料3を見た目で資料2を見ますと、2章「整備計画の視点と基本的な考え方」というところは、もう少し踏み込んだ書き方をした方がよいのではないかという気がします。

例えば、2-1(1)「美しい自然、豊かな川の復活」は、委員会を開いた一番初めの時のものとしては、極めて見事だと思います。しかし、「美しい自然」とは何だとか、「豊かな川」とは、豊かに水が流れているのが豊かなのか、何が豊かなのか、何が豊かでないのか、等と言い出すと、何にも言っていないということになりかねないでしょう。この中間のとりまとめは「美しい自然、豊かな川」というのは、一体どういうものなのか、もう少し踏み込まないといけないのではないかと思います。そういう点では、2章「整備計画の視点と基本的な考え方」全体についても、同じような感じがいたします。そこはまた議論をしながら、或いはちょっと違った提案なさるようなことが、きっと皆さまの中から出てくるのではないかと思います。

米山委員（委員会・猪名川部会）

2章の2-1(2)「各種の偉大な自然の外力に対して安心できる水系」という、この「偉大な」というのは、確かにグレートであることは間違いないのですが、わざわざそう言わなくてもよいのではないかと思います。「多大な」でもよいのではないのでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

多分、今、尾藤委員と川那部委員と米山委員の言っていらっしゃることは、かなり共通しているのだと思います。つまり、「美しい」とか「豊か」とか、「偉大」とか「安心」とか「安全」とかという言葉は、いわば大変あいまいで、だれもノーは言えないわけです。しかし、その背後にはいろいろな矛盾があります。例えば、水は多過ぎては困る、でも少な過ぎては困る、ということがあります。この対立構造があって、結果として関わりが深まり、結果として、例えば豊かになるという、その内在的な矛盾がこの言葉の中に見えないのです。その辺りが、トートロジーというか、大事だから大事ということになってしまうのだと思います。そういう意味では、「美しい」、「豊か」という表現は避けた方がよいと思います。それ以上のことをここでは議論をしているのですから、その中身は何なのだということを少し書き込まないと、いつもある見かけ、文句の言いようのないパンフレットができてくるような気がいたします。

こう申し上げるのは大変、作業部会の方に申し訳ないのですが、これだけのプラスアルファのお仕事をして頂くのは大変だったと思いますが、その背景にある矛盾の構造なり、プロセスなり、ある意味で悩み、内在的な、本当に豊かだとか、或いは本来の自然とは何なのかという悩みも含めて出していくような、そんなところが1つあると、リアリティーが出てくると思います。皆さまそこで悩んでいるわけですから、いわば人類として、今、人間の環境との関わりという答えがない、その辺のところ、少しきれい過ぎて物足りないというような感想を言わせて頂きます。

自分から作業部会にかかわらずに勝手なのですが、その辺りのことを遠慮せずに、問題なり、矛盾なり、構造なりを出すということが大事ではないかと思います。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

細かい話になるかもしれませんが、「美しい自然、豊かな川の復活」ではなくて、例えば、「好ましい河相」とか、そんな表現でよろしいのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

今おっしゃっていることは、皆その通りだと思います。そうしたいと思っているのです。

これは項目だけ書いていて、全然踏み込んでいないわけです。素案にもなっていないのです。ですから、これを議論してくれと言っているわけではありません。

おっしゃる通り、「美しい自然」、「豊かな自然」とは何かということがないと、意味がないわけです。それはある程度、ここに現在どうなっているかということを書くけれども、基本方針ですから、ここだけでは具体的なことはわからないわけです。それは次の3章で書くということになって、全体としておっしゃる方向でやりたいと思っています。

寺田委員（委員会・淀川部会）

法律分野の委員が私1人なのですが、大変重要な部分が実は入っているので、皆さまの部会でも、是非これは議論をしてもらいたいと思います。

資料2の5ページ、3-1の(1)「洪水」「基本的な考え方」の2つ目の点に出てくるところなのですが、「一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ」という表現が出てきているのです。このような部分の議論は、今まで出てきていると思います。しかし、実はこれは法的に言いますと、大変大きな問題です。ここでの提言によって、実は、国なり自治体の河川行政における注意義務の範囲にかなり影響を及ぼすのです。

つまり、これまでは基本的に、よほどの天災地変、予想し得ないようなもの以外は、国なり自治体、それも河川行政を預かる、その権限を持つ立場にあるものが、一定の被害に対しての賠償責任が法的には当然発生するということになります。そういう理屈で、今まで水害訴訟の関係もたくさんの判例があるわけです。

しかし、ここでもしも、一定範囲の浸水というものについてのリスクを配分するということを、1つの国の施策として位置付けをするということになってきますと、実は、国なり自治体の河川行政についての注意のレベルといえますか、そういうものにかなり影響を与えるのです。ですから、どのような形でこれを提言するかというのは、私は大事だと思いますし、是非しないといけないと思っています。法律関係の委員が、今回の委員会には私の他にはいらっしゃらないので、できれば学会なり、もしくは弁護士会なりの法律家団体のところに、意見照会を求めた方がよいのではないかと考えています。

学会は自分たちの意見をなかなか述べませんが、少なくとも環境法制学会や行政法学会、それからその司法学会、こういうところでは一定の蓄積があるわけですから、こういう政策転換がどのような影響を与えるかという部分を、法的に検討してもらい、それを十分踏まえて、この委員会が提言できれば一番よいのではないかと考えています。

こちらの思っているところと法的な評価というのが食い違くと、これは大変問題になります。その辺りが少し気になっているものですから、是非部会でも、できたら議論をして頂きたいと思っています。

中間とりまとめ骨子の3-1(1)の下の方に、「保険、補償等の検討」が入ってきますが、こ

うということも当然、絡んでくるのです。つまり、一定の浸水が、堤防から水が越水をすると、それは許容するとします。つまり許容というのは、そういう付近の住民の方が、一定のリスクを分配しますと、受忍しますということを当然前提として、これからの施策を考えるのだということになります。但し、破堤とか、破壊的な被害だけについては、国なり行政の方の基本的な義務としてそれはさせませんとします。もしもそれが発生したら、これは瑕疵責任を負います、というところまで考えた上での議論なのかどうかです。そこまで考えた上で提言をしないと、社会的に許容するというのは、不用意に発言することはできません。

ここは私も、キーワードとしてはリスクの分配という形で、大胆な提言、問題提供をしないといけない時期に来ているのではないかと考えているのです。しかし、それを法的にどのように実現するかということは難しい問題ですので、できればそういう法律家専門集団のところに、参考意見でもよいですし、もしくは参考人で来てもらって、私は意見を述べてもらってもよいと思います。この辺りは、実は大変微妙な、もしくは重要な問題ですので、中間とりまとめに間に合わなければ、それは次でもよいと思いますが、どこかの段階で、是非取り上げてもらいたいと思います。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。非常に大事な点だと思います。考えてみたいと思っています。

時間も大分過ぎましたので、15分くらい、ここで休憩したいと思います。3時15分から再開します。

〔休憩 15:00～15:20〕

芦田委員長（委員会）

それでは、まだ揃っていませんが、時間になりましたので再開したいと思います。

今日は17時までですが、これから1時間ちょっと、16時半くらいまでこの議論をやりたいと思います。今の中間とりまとめについて、自由にご発言をお願いします。まだ、何も無いという感じで発言して頂いたら結構です。書いたものがあるとそれに支配されて、これはまずいとかよいとかになりますので、そうではなくてご自由にご発言下さい。

先ほど、寺田委員から洪水の処理のところでは話題の提供がありましたが、ここは従来に対して考え方を大幅に変えようとしているところです。非常に重要なところですが、この辺りについてご意見をさらにお伺いできればと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

理念のところですが、先ほど宮本所長の方から資料3、淀川環境委員会の総論の1.1「河川環境保全の理念と目標」の、最後の「本委員会では」というところを読んで頂いたわけですが、この辺は非常に短い文章ですが、理念的には非常によいという感じがしました。この委員会でも非常に参考にできるのではないかと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど少し議論になりました資料2の3-1の「基本的な考え方」に、「浸水は社会的に許容しつつ」という表現があるのですが、その上の、いつ、いかなる雨でも破堤を回避する、という文章と重ねて考えると、何かあたり前のことを言っているのではないかという気がしています。いつ、いかなる雨でも破堤を回避する、のは望ましいのですが、もともと計画を決めて、ある意味でそれ以上はギブアップなのです。そのギブアップをできるだけ、もとのもくあみにならないようにしようというのがスーパー堤防であったりするわけです。その下に書いてある「一定レベルの浸水」を「許容しつつ」という表現には解釈がいろいろあると思いますが、いつでも浸かってよい、と言っているわけではないのだと思います。この辺が混乱しているのかと思いました。

ここからは個人的な意見ですが、これまでも計画を上回る雨量があれば、損失が出るわけですが、今後は壊滅的にならないように、要するに、堤防が壊れないようにということが目標だということで、そこはもう少し具体的に書いた方がわかりやすいと思います。それと同時に洪水の氾濫予想図等を出して、両方与えていく。そうすれば、土地利用も変わっていくでしょうし、住み方も変わっていくでしょう、ということではないかと思うのです。水に浸かってよいというのを社会的に許容するというレベルの話が、人によってとらえ方が随分、違ってしまったのではないかと思います。ですから、この2つの項目は法律議論にはならないのではないかと読んでみました。

芦田委員長（委員会）

3-1(1)「対応方向」のところに、破堤防止の重点策でスーパー堤防等々を書いています。これは非常に重要なことで、スーパー堤防は最終的にはよいのですが、時間もかかるし、河川整備計画の本命でないわけです。本命でないと言ったら語弊がありますが、それに代わる方法として、例えば矢板堤防でのやり方や、宮本所長が説明しておられたようにいろいろな方法があるわけです。そういうことをもう少し具体的にこの中に書いておく必要があると思います。アーマー化とか、越流しても破堤しないような工法というのは可能だと思うのです。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

このところはそういう意味ですね。

芦田委員長（委員会）

はい、そうなのです。破堤さえしなければ、そう壊滅的なことにはならないだろうということとです。

それから、「一定レベルの浸水」というのも非常に難しい表現なのですが、これはその地域住民との合意も必要です。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

すみません。この心がちょっとよく見えなかったのですが、「許容しつつ」と言っても、計画

以上の降雨で溢れば、許容するもしないも浸かります。

この「許容する」とは、どういうレベルとか目安はありますか。

芦田委員長（委員会）

「許容する」というのは、表現があまりよくないかもしれません。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

これをもう少し説明して頂くと、どうなるのでしょうか。法律議論になるような「許容」ではないのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

はい、そういうことを言っているわけではありません。ですから、計画高水流量を設定して、それまでは守るが、それを越したらやむを得ないというような考え方から一步踏み込んで、計画高水というのを別に設定しなくて、どんな洪水に対しても、とにかく破堤は避けるという考えですが、ある規模以上になると越水、浸水は起こります。その規模をどう評価するかというのは、1つ重要な課題だと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

あまり画一的な計画値を持ってやっていくのではないという、その程度の意味でしょうか。

芦田委員長（委員会）

はい、そういうことです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

今の解釈というのは、先ほど寺田委員が言われた法律の問題があります。それで、生命財産と言う時、前に利水のことでも問題がありましたが、この30、40年というのは、ある意味では利己利益を非常に拡大解釈したのではないかとこのところがあります。何が本当に大事な生命財産なのだろうかという疑問が出てきます。そうなりますと、例えば物的な生命財産だけでなく、その人の一生、それからその子供が育っていく環境の大事さ、そういう人間の生命のボリュームというものをこれからもっと、教育も含めて具体性を持ってとらえ考えていかなければならないと思います。

それと、もう1つありますが、常にその時点での法律の枠だけでやっている、本当の合理性にはつながっていないわけです。少し越えていくということがやはり必要です。そこが許容という意味だろうと、1つは思っています。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

ここの部分は猪名川部会としても非常に議論をせざるを得ない、重々しい言葉なのです。「許容する」という言葉はわからないでもないのですが、「破堤を回避する」と同時に「被害の軽減

を図る」とかそういう、また具象化、具体化にはほど遠いことになるのかも知れませんが、この部分が非常に重要になります。寺田委員がおっしゃった法的な解釈の合意性というのがどの程度かということとあわせて、「社会的に許容する」という、その部分の「社会」というのをどう考えるのか、ということを猪名川部会でも思いますし、「時々洪水」とか「時々濁水」という表現はどうかとか、では、その「時々」というのはどういうことだという議論になって、いたちごっこになってしまう内容でもあります。この「許容する」という言葉をどのように見るのかということについては少し議論が必要だと思います。

芦田委員長（委員会）

「一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ」というのは、表現がどうもひっかかりますね。

川上委員（委員会・淀川部会）

河川審議会の答申で、何かこれに関して出ていたと思いますが、どう書かれていましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

多分言われているのは、2000年12月、氾濫も認めるような輪中堤も手法の1つにするという時の答申のことだと思われます。この取り扱いが、今非常に微妙な言葉になっていますので、正式な文書を見てお答えしないといけないと思います。ずっと一律堤防をするのではなくて、輪中堤方式で守るところと、守らないところをつくるようなやり方もする、という時の提言ではなかったかと思しますので、そこにつきましては次回出させて頂くということにしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

「許容しつつ」というのは、先ほど水山委員がおっしゃったように、許容するもしないもないのです。今も大雨が降ったら、許容するもしないも、浸かるのです。

ですから、許容するとか、しないとか、そんなおこがましい話ではなしに、委員会で私どもが、もともと説明していたのは、浸水をずっとなしにしていく努力はしたらよいのだが、それがために堤防が破堤するというか、壊滅的な被害が起こるという危険が、まだ非常に残っているわけですから、そちらの回避を優先すべきではないかということです。そして、なおかつ「浸水被害ができるだけ少なくなるのはよいけれども」という言い方だったのです。ですから、「許容しつつ」というのは、そういう意図で説明したわけではありません。

芦田委員長（委員会）

「許容しつつ」というのは、表現がよくないと思います。私は、これを「破堤によるような壊滅的な被害を防ぐということを重視して、浸水被害もできるだけ軽減する」というように、池淵委員が言ったようなことにした方がよいのではないかと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

逆に、これは非常に平板になっているので、今、宮本所長が言われたように、ある意味で社会はそういう被害を避けがたいわけです。ですから、何も準備をしないと害が大きくなるわけです。そういう意味では、地域社会は常に危険性があるということを内在的に理解しながら日常的に災害対応できるような、いわば災害に強い社会をつくるのだというようなことでしたら逆に書けるのではないのでしょうか。

実は、これは内在的な話というところで、また長い歴史の話になって、のんきな話になるかも知れないのですが、「20世紀というのは富を分配する社会だった。21世紀は危険を分配する社会になる」という認識があります。これはドイツの社会学者のウルリヒ・ベックという人が言ったのですが、あっ、と思いました。「危険を分配する社会」、先ほどリスクの分配ということを寺田委員が言っていたらっしゃいましたが、都市化して、工業化して、システムが大きくなればなるほど壊滅的な危機というものと共存しているわけです。そのことをいわば行政は情報開示して、一般の人たちに知らせる必要があるという、その本質を外さないことが、こういうところで書くのに、大変大事ではないかと思います。皆一見は知らずに安心しているが、実は危険はいつも身の回りにあるという、その辺りのところではないかと思います。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

もう1つ、3-1(1)「基本的な考え方」のところに、何かそういう表現を入れるということではどうなのでしょう。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今言った言葉をそのまま復唱できないのですが、「水の害というのは常にあり得るものであり、それに日常的に備え、かつ被害を最小にするような社会システムを都市も農村も含めて全体として作り出していくのだ」ということが3-1(1)「基本的な考え方」の1つの項目になるのではないのでしょうか。

梶屋委員（委員会・淀川部会）

淀川部会の作業部会でもディスカッションして、その辺のことをいろいろと考えたのですが、結局、壊滅的な被害は避けましょう、ということでした。それである程度、越水はあるものとして、したたかなまちづくりを、とかというようなことにしたらどうかという意見でした。

芦田委員長（委員会）

そこは「許容する」という表現がよくないというような、法律的にちょっと問題だということではないのですか。補償の問題とかが起こってきます。

寺田委員（委員会・淀川部会）

私の方は法的なことでは申し上げましたが、それを意識して議論して欲しいということの問題提起しているだけのことなのです。用語としては、言うならば「受忍」です。各立場に応じて

どこまでを「受忍」するのかということを通認識にしないといけないということだと思えます。ですから、先ほど出ているようなものを拝見して、その辺を少し修正されたら、皆さまが大体言わんとするところが出てきます。それが後、法的にどのような評価がされるかというのは全く別問題です。ただ、少なくとも、こちらが考えていることと違うような法的評価が出ないようにはしないといけない、ということだけを申し上げているのです。「許容」というのは確かに私もひっかかったので、ここを特に申し上げたのですが、他の評価にとられないような用語を選択する必要はあると思えます。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

3章の3-2(1)「利水」の辺りでは、生活のスタイルを変えるような話も対応方向に書いてあって、洪水の対応方向の中にも「住民意識の向上」とあるのですが、最終的にはその中に含めて書けるのだと思えますが、「基本的な考え方」に入れるかどうかです。今の「許容」をもう一ひねり考えると、要するに危ないところには住まないようにしろ、住んでいる人が悪いのだ、ということを表に出すというのは、基本的な考え方として1つはあり得るのかなと思えます。

この案では、基本的には守ります、災害を減らします、プラス住民の意識も変えていきますという、河川整備計画ですからまさに国土交通省のサイドに立った発言になっています。実際におやりになるのはそれぞれの住民ですし、やれるかやれないか、補償等の話もあります。この補償というのも、いかにも官側の書きっぷりだなと思ひ、ひっかかったのですが、これは案ですから、もちろん最終ではないのですが、この中でこの許容というか、ハザードマップを示すということがどこかにあったように思ひます。委員会としては、危ないところに住んでいる方の責任だということについては、どうなのでしょう。

芦田委員長（委員会）

そうですね。それは3-1(1)の「流域対策」のところに書いています。「土地利用の制限等を含めた都市計画の対応」というところになります。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

それも官からの書き方ですね。

芦田委員長（委員会）

これは、自治体等が中心になって土地利用の誘導をやっていく必要があると思ひます。

塚本委員（委員会・淀川部会）

その時に、尾藤委員が言われた検証というのが要ると思ひます。今になって、住民の責任だ、とは言えません。要するに、それぞれが勝手に、行政も折々の政策としてやってきたわけです。その結果として、現在の不合理さが生まれるわけです。ですから、これからは総合的に、例えば国土交通省の中で、この問題に対してどうしようという住民の意志が入ったいい意味での統合・総合をもやっていって初めて、これからは住民も責任ですよということが言えるのだと

思います。

もう1つ、ちょっと話が違うのですが、先ほど宮本所長が説明された資料3はとてもよいです。ただ、私は現場で見ている、先ほど言ったような矛盾が、最後に起こっているところが都市なのだと思います。人が本当に多く住んで、どうにもならないようなところになってきています。そして、いろいろな問題点がそこに集約されています。もっと言いかえたら、それが子供にかかってくるということなのです。

今は、都市河川というのは府、県、市等に委託されています。その準用河川もこれから暮らしにとって、とても大事なものになってくるわけです。これをすぐに川に返せるか現在、暮らしとしての歪みを軽減し川の再生が可能かといえば、とてもいえません。そこにはいろいろな問題点があります。しかし、ここを協議会なり何か機会を持ってお互いに話し合っていけるような状況をつくるためにも、準用河川に対してどういう扱いを、委託河川に対してどうするかということも、この中にも盛り込めたら非常によいとは思っているのです。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

別に私が国土交通省を弁護する必要はないのですが、私が昔住んでいた実家の周辺には田んぼがありまして、そこがどんどん都市化されてきました。何であんなところに住むのだろう、浸かるではないか、と言っていました。しかしそれは、国土交通省が「どうぞ、住んで下さい」と準備して行ったわけではなくて、そこを開発した業者はいるのですが、それぞれ個人がそこを選び、住んでいったわけです。ですから、あの時、何故とめられなかったのか、といった話はもちろんありますが、この時点で、住民の自己責任を加えてもよいのではないかと思います。全てをまた行政側の責任にして、安全を確保しろという必要はないように思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

いえ、国土交通省だけの責任とか、そういうことを言っているのではなくて、国土交通省でしたら国土交通省の道路や住宅、総合整備等、いろいろあるわけです。また、農林水産省は同じように分轄があります。京都府でしたら京都府だけのまたいろいろな分轄があります。それぞれがよく言われる縦割りでやってきた結果として、今の状況になっているということです。そこは都市整備とか、そういうものがどのようになってきたのかというのをもう少し知っていければわかると思います。ですから、今ここで放って「おまえたちの責任だ」と、それは言えないと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話は全く納得できません。私は土砂災害専門ですから、山地の中の溪流の出口や、崖の下が対象なのですが、もちろん、知らなかった、或いは、知っていても安かったから等という話はいろいろあるのです。それを今、縦割り行政云々の話に戻して、行政の責任へというのは私は納得できませんが、水かけ論になるので、ここでやめておきます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話はかなり大事な議論だと思います。確かに、行政の責任ではない、買った人がという問題はあります。しかし、ここにも土地利用計画、或いは都市計画というものがあり、ある領域として行政は責任を持って地域区分、ゾーニングをしているわけです。ゾーニングというところでは総合性はあるはずですが、ですから、ある市町村なら市町村の領域なり、或いは都道府県でもそうなのですが、場合によっては自治会というレベルかもしれません、面的にある領域の管理をしている人たちに、もう少し権限を与えて、現場で見えていることこそが大事なのだ、というところの分権が、本質的には今、塚本委員と水山委員の議論の大事な論点になっているのではないかと思います。

どうしても国になると、縦割りになります。それは、そうせざるを得ないのです。しかし、自治会や市町村等の現場では、全ての省庁が相乗りなのです。ですから、そこで見えていることに対してできるだけ権限を与えるというのが1つ大事なことではないかと思います。もちろん、水系でやらなければいけないという問題はありますが、その辺のところは行政システムの問題と関わってくるのだらうと思います。

尾藤委員（委員会）

今のお話を聞いていて、やはり日本も大変豊かになってきたのかなと思うところもあったのですが、こういうエピソードがあったということだけお話しします。

例えば、大阪空港騒音訴訟というのがありました。要するに、空港の近くに住宅が密集しています。判決が出た頃の一般の人たちは、騒音が起きるのはあたり前ではないか、何であんなところに住んでいるのだという感覚で受け止めたわけですが、そこへ住みはじめた人たちは空港より先なのです。つまり、行くところがなくてそこに住みはじめたということが1つあったということです。今、嘉田委員がおっしゃった、行政の中でどういう土地利用がよいのかということと、生活というものが、きちっと行政の中に入っていなかったということがあったと思います。

それからまた、四日市の公害の時には、魚を獲ってはいけない場所で魚を獲ることがありました。海のGメンがそれを取り締まって、捕まえていたのです。ところが、そこで取り締まりをやっていた田尻宗昭という人が、何故この人たちはこういうところで魚を獲らなくてはならないのか、と考えた時に、公害企業が海を汚していたために、昔ならばどんどん獲れたところで、獲れなくなりました。どこへ行っても魚が獲れなくなっているから、そういうことをやるということに気づいたわけです。しかも、それを取り締まって捕まえているという自分は一体何をやっているのだということで、公害企業の海水汚染ということに立ち向かっていったのです。

ですから、そういうことからいくと、非常に豊かな時代にどこに住むかという自由が完璧に保障されているところでは、よいかもかもしれませんが、いろいろなことが重なってくると、住民の自己責任とそう簡単に言えない部分もあるのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

5章の「整備計画の推進について」というところで、特に「流域（管理）委員会の設置」と

いう新しい提案をしようと思っているのですが、これについてのご意見をお伺いしたいと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

こういう一定の組織をつくって、ここに書かれているようないろいろなことをやっていくことは必要だと思いますし、そういう提言は必要だと思います。この中で大事なことは、5-1(1)「NPO とのパートナーシップ、地域に密着した組織との連携」、それから(2)「市民の情報、知恵等の活用」という部分と密接に関わっていると思います。この「流域（管理）委員会の設置」は、流域住民、漁師、関係部局・省庁等からなる、かなり大きな組織を想定されていると思いますが、大事なことは、住民もしくはNPO、NPO がよいかどうかはわかりませんが、少なくとも流域住民というところにどのような役割を担わせるか、どのような権限を与えて役割と責任を果たさせるか、ということがポイントだと思います。

こういう協議会とか、何とか委員会というのは、あちこちに今でもたくさんあります。しかし、それほどうまくいっていないと思います。それは、いろいろな関係者から構成した大きい団体をつくってやりますと、どうしても皆さまが主体性を発揮できない、自分たちの役割がわからない、少しだけ自分が意見を言える部分だけ、意見を一方的に言うだけで終わってしまって、責任の所在がないということがあるのです。ですから、大事なことは、例えば流域住民であれば流域住民に、どのような権限を持たして、どういう役割を担わせるか、ということを明確にさせないといけません。それは同時に、責任を持たせるということだと思います。その辺りを少し考えて、この5-1(1)、(2)と5-2を、どういう組織がよいか、考えるべきだと思います。

私の意見としては、例えば、もし流域（管理）委員会というものを主に行政を中心としてつくられた場合には、その構成メンバーに住民たちが入るのは構いませんが、それとは別個に地域の特性を一番よく知っている、流域住民による組織をつくって、そこに一定の何らかの権限を持たせて、役割を担わせるということをやった方がよいと思います。そして、そういうところから出てくる意見をこのような委員会の中で発言して、それを尊重して施策に反映をしないといけない、という形をとらないと、一構成員として住民の代表が入っているという形は従来のパターンで、これはあまり意味がないのではないかという気がします。

芦田委員長（委員会）

今、おっしゃった5-1の、特に(1)の辺りは重要な部分です。「NPO とのパートナーシップ、地域に密着した組織との連携」、流域の中に、そういういろいろな組織ができるだろうと思います。そして、NPO と行政とが連携していくということが非常に重要だと思います。確かに、5-2の「流域（管理）委員会の設置」は、これはどういう組織で何をやるかというのを相当考えないと、大きくつくってしまっても動きがとれないということになりますし、答申されても、これが実際にできるかどうか、行政の方でも困るかもわからないと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

実は、この間、淀川部会の作業部会でそのことについて議論というか、提案をさせて頂いたのです。河川審議会におきましても、今後の河川管理における市民、或いはNPOとの連携というテーマで答申が出されたところです。流域（管理）委員会の必要性は私も感じていますが、NPOを中心とした流域センターというものを主な水系に設けることとし、その中の仕事としては河川レンジャー的な役割を持たせることも考えられます。いわゆる、日常の川に張りついて河川を巡視するということです。環境面もそうですし、或いは川の維持管理、草刈りや、河畔林等、そういうものも含めての巡視等です。一般の方からの意見発表でもありましたが、これからの総合的な学習に向けて、子供たちが川に学ぶ体験活動の推進等、いろいろな役割をNPOが中心になって運営する流域センターに持たせるということも考えられます。住民に責任と権限と、維持管理も含めての場をつくる必要があります。場というのは、場所だけではなくて、人・物・金・情報というものをある程度任せる、或いは提供するというようなシステムが、従来の大きな政府に対する小さい政府化の一環としても、今後の河川を中心とした流域社会に必要なのではないかと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

一昨日、私は普段おつき合いをしているマキノ町の知内というところに行きまして、まさにこういうお話をしておりました。地域社会は大きく分けて2つあります。1つは、何百年も山を守り、川を守り、漁業権を守り、水を守ってきたような旧来の自治会です。それと、全く新しい人たちが新しくつくったものがあります。ですから、単純な見方ですが、大変、意思形成も難しいと思います。そういう地域社会の特性に合わせて、かなり戦略が必要だと思います。私が一昨日、話をしていたところは、250年間、村の歴史が続いており、その歴史の中で一番大きいのが川の洪水と琵琶湖の氾濫、水害の話です。今でも、大雨が降ると、自治会の人たちは夜中でも堤防防備に出るわけです。その人たちが今一番つらいのは何かというと、活動が若い者につながらないことです。本当に世代が切れているのです。若い人たちは、そういうことは電話一本、県事務所、土木事務所にしたらよいではないかと言います。そこが50代、60代の人たちの悩みでして、あちこちで聞く話なのです。

私は具体的に川上委員のご意見と近いのですが、川上委員は流域センターということをご提案なさいましたが、人が必要なのです。場所と人です。今、福祉がケアマネジャーというのを作り始めていますが、それと同じように、「地域環境マネージャー」とでも言うのでしょうか、今まで自治会長等がトータルにやっていた、地元の知恵のようなものを次の世代につなぐために、少し行政的なバックアップが必要な時代になっていると思います。そうでないと、地元の知恵が本当に切れてしまうという危機感を、大変切実に感じています。例えば和歌山県等は、山の保全で緑の雇用創出、緑のマネージャーというのを作り出そうとしていますし、これは実は学校とつながるのです。自治会、学校区くらいがよい単位なのです。その辺りで新たに若者たちに、今までは義務的に伝統でやってきたことを、少し社会的に意味づけをして、雇用創出をして、単なるボランティアではないという形で「地域環境マネージャー」のようなものを考えて頂けると、例えば知内の村の区長たちの悩みも少しサポートできるかなと思いました。

これは多くのところが悩んでいることです。

川上委員（委員会・淀川部会）

それこそがまさに、今回のこの河川整備計画づくりの目玉にしたいと、私は思います。水防団の問題も、それから子供たちの教育、若い人の雇用創出等、今の社会がある意味で行き詰まって抱えている、いろいろな問題というのをかなりそこでよくしていけるのではないかと、という期待があるのです。ハードからソフトへの転換という中で、これはすごく大事な事業だと私は思っています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

私の所属する団体は NPO であるとは思っていないのですが、NPO にもまだまだいろいろな問題点があります。ある意味では、このテーマをまとめたいところもあるのですが、非常に難しいです。

というのは、ある時期、パートナーシップという言葉が言われて、では、法人格を取ろうというので多くの NPO が出来た。ところが殆ど実体を果たせていません。或いは、行政にとって都合のよいところが集まってと言うのでしたら、またそれも実体を果たせないということもありまして、基本的にはやはり人のやることなのです。物事を考え、決定していく、その人の知恵がどれだけ不合理さを省いていくような自分の役割としていくかということです。その時、私たちも、嘉田委員が言われたように、地域の方たちが活性というか、町を再生していくということが起こってきたら、その時に、行政と NPO をつないでいくことができるようにならないと、これは非常に大事なことなのです。

私自身は、これはこうなったらよいのだというマニュアル、システム化は殆どないのです。お互いに話し合って、その矛盾するようなところから納得する合意が出れば、多少まだ不合理だと思っても、それこそが住民や行政の方たちが現状を認識していく、次にどうしたらよいかというステップを踏み出すことだと思います。恐らく今はそういう時期なのだろうと認識しています。

ですから、例えば行政と NPO、それから住民と NPO、それから研究者と NPO も、少なくともそういう意味では貸し借りなしだという関係が成立してくるというところが、まず原則的に大事ではないかと思えます。この委員会の中で NPO、或いはそういう住民との関係というのはどういうふうにあって、どのような姿でというのはこれからもう少し考えたいと思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほども言いましたが、私は仕組みの辺りではこだわりがずっとあるわけで、結局ここで書いているのも、出来上がってから皆でどう管理していくかという感じで、つくり上げていく時に、皆で話し合う必要はないのかという辺りが引っかかるのです。

国土交通省として、非常にすばらしい川づくりプランができたということであっても、現に滋賀県流域を見た時に、市町村の管理している川もあれば、県のやっている川もあります。県はまねをしたと言ったら失礼ですが、流域ごとに川づくり会議とか委員会をつくってやってい

るのですが、この前、私の所属する会のメンバーが行きましたが、ただ住民の人に参加してもらって会議をしたら、住民の意見を聴いたのだからよい川づくりができるのだ、というような形になってしまっています。そういう意味では、後で皆さまに寄ってもらって、よい委員会なりフォローアップ委員会をつくっていこうということだけでは、弱いのではないかと思います。

例えば具体的に言えば、農林水産省だとか環境省とか他の関係省庁、或いは県とか、市町村も入ってもらったテーブルというのは、どういう形でやるのだという辺りがなくて、結局、河川整備計画原案も中間とりまとめができて、さらにそれを突っ込んで、もう少し具体化したもので答申ができたとして、それだけで大丈夫なのかというのが私の心配しているところです。

芦田委員長（委員会）

今、おっしゃったことは、計画をつくる段階で考えた方がよいということですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そうです。やはりその段階から考えておかないといけません。

芦田委員長（委員会）

そうすると5章ではなくて、4章の「計画策定に当たっての留意点」、これは4-1で計画の「策定過程での住民意見の反映」というところがありますが、もう少し積極的に、5章で書いている流域（管理）委員会のようなものが、この段階でも機能するよという意見ですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そういうところです。

ただ住民の意見を聴いたらそれでよい、ということではないと思います。どういう方に来て頂いて、どういう組織をつくって、どんな話をするのかということまで、ある程度明確にしておかないと、本当によい川づくり案というか計画にはならないのではないかとこののを、心配するのです。

芦田委員長（委員会）

今、お話を伺いましたが、4章「計画策定にあたっての留意点」も含めてご意見をお伺いしたと思います。

4章の辺りはあまり議論していませんでしたが、計画を策定するにあたって、まず住民意見の反映をどのようにするかということを考える。それから、2番目は代替案の設定とその多面的評価、これは大変だと思います。全部についてこれをやる必要があるかどうかということは問題がありますが、事業を設定するには可能な限り複数の代替案を設定して、効果、コスト、環境への影響とか、社会的影響、実現性等、多面的に検討をする必要があるのではないかとこの提案です。

それから、計画策定にあたっては情報の包括的提示、代替案を含めて皆に知らせていく必要があるのではないかとこのことを書いています。その辺りについてご意見をお伺いしたいと思

います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

地域にいと2つの矛盾がありまして、1つは、住民というのは一色ではなくて大変多様であるということです。その多様なところは、まず職業的多様性です。農林水産業、サラリーマン、専門、随分意識が違います。もう1つは、年齢と性別多様性です。

4、5章で「様々な立場の人」とか、「多様な主体が」と書いてありますが、これをそのまま町村や、自治会に持っていくと、「水の話、川の話」と言って、女の人は殆ど出てきません。つまり、今まで地域の構造に関わることは、女性というのは現場に行けば行くほど参加が少ないということがあります。ある意味で、女性参画とかジェンダーの問題というのは、大きな組織の方が突破しやすいのです。一番しんどいのが現場の自治会なのです。

その辺りのところも含めて、主体的にここは戦略として、多様な主体とは、「女性、若者、子供たちも含めて」書き込んで頂くということが大事だと思います。ふだん一番地域にいるのは、地域を回ったらわかりますが、女性、お年寄り、子供なのです。若者と、特に今この会場に来ている人たちは、私も含めてですが、今、地域にいないわけですから、そのことを見れば、災害、或いはふだん何かがあった時に働けるのはだれなのか、地域に密着しているのはだれなのかがわかるわけです。

そういう人たちが出てきて、意見が言えるような舞台をかなり意識的につくらないと、地域社会は元気が出てこないし、変わらないというようなことで、是非、「多様な」というところに、性別のことを書き込んで欲しいというのが1つの提案です。

またこの後、具体的にどうしたらよいかというのはいろいろな問題がありますが、少なくともこの総論の中に入れて頂けたらということです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

あちこちに私が希望する文言が入っていますので、これでよいとも思っていたのですが、環境学習といいますが、啓発のような文言を、入れて頂けるとありがたいと思います。望ましい河川環境を将来推進していくための教育というものが、やはり必要だろうと思います。嘉田委員がおっしゃったように、次世代の環境問題を考える管理者を育てるという意味でも重要だろうと思います。

さらに、学校教育における河川学習を充実させていくようなシステムづくりだとか、河川学習を行う住民活動への支援だとか、そういう文言を入れて頂けるとありがたいと思います。どこにこれらを入れるのがよいか判断がつかないのですが、小見出しでもよいですから項を起しただきたく是非お願いします。

芦田委員長（委員会）

わかりました。

寺田委員（委員会・淀川部会）

住民意見の反映についても、この委員会で最終的に具体的なとりまとめを行うということになっていると思います。

資料2の4-1に書いてある、「幅広い意見を聞く」というのは、もちろんよいことなのですが、具体的な手法をある程度出していかないことには、単に幅広く意見を聴くというのでは参考にならないと思います。

従来のパターンとしては、情報提供という視点からの一定の説明会、最近はやりのパブリック・コメント、非常に短い期間を定めて、その期間内に意見があれば意見書を出しなさい、というような意見書提出ということ、最近どこもやっています。しかし、あまり意味がありません。というのは、言いつ放しということです。言った意見が、一体、取り上げられたのか取り上げられなかったのか、もしくは、参考にできなかったのかできたのかというようなことがわからない、全く一方通行の意見書提出というのが、今、日本では大はやりなのです。こういうものはいけないと、こういう現状というものを踏まえて、どういうものが考えられるかということ、示唆をしないことには、この委員会の務めが果たせないと思います。

それなら、それ以外にどういうものがあるかということ、この規則をつくった時もそうですが、法律の中にも「公聴会等」と出ていまして、公聴会というのが1つの事例として出ていますが、この公聴会のやり方というのは幾つかの手法があるわけです。これに踏み込んで、どういう形式の、どのような内容の公聴会をやる必要があるかということ、やはりヒントを与えないといけないと思います。中間とりまとめでそこまで書くかどうかは別として、こういうものがありますというくらいは書いておかないと、河川管理者がこれを参考にしようと思っても、多分、参考にならないと思います。

私の意見をその部分で言えば、少なくとも、公聴会のやり方については、回数制限をしない、時間制限をしない、そういう中で論点を中心にして、徹底した議論を尽くしていける公聴会にしたいと考えています。それから意見書に対しては、回答義務を課するということが必要です。意見を取り上げることができなかつたら、その理由を、取り上げることができれば、それがどこに反映できたかを、きちっと回答してあげるということをすれば、意見も責任のある意見が出てくるのです。言いつ放しでよいということであつたら、無責任な意見もたくさん出てくるわけです。

ですから、そういうところで、今やっているようなもので足りない部分がどういうところにあるか、そして、それをどのように克服できる方法があるかということ、少しわかる程度に、中間とりまとめであつても書かないといけないのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

全くその通りです。ここに委員の皆さまの意見を書きたいわけですので、後からでも結構ですから、是非ひとつ、こういう方法でやるべきだということを書いて頂いて、それを載せたいと思いますので、よろしくお願いします。

他も大体そうですね。皆さまの意見をどんどん出して頂いて、それを書いていくというふうに考えています。

尾藤委員（委員会）

4章「計画策定にあたっての留意点」の4-2「代替案の設定とその多面的評価」のところで、委員長は遠慮げみに、その代替案を設定し多面的に評価することに、大変だと思う、とおっしゃいました。

国土交通省というプロ集団が、これが最善であるという情報量と、持っている技術の力量はさすがだという信頼感というのでしょうか、そういうもののためにも、どんどん代替案を出してもらい、原則的には選択肢を出して頂くということだと思います。しかし、どれをやるかということについては、住民の選挙によって選ばれた人たちが決断を下すというのですか、そういうのが1つのシステムとして、今は原則的なものになっていると思います。

ですから、こういう選択肢があると示し、ここをこうすれば、こういうことができるという情報が住民の前に開示されていて、どれを選ぶかということについて、それに対して不平不満があれば、ここをこう変えられないか、ということが自由にどんどん出てくる保障があればよいのであって、国土交通省の力量を最大限発揮してもらうことは、大切だと思っています。

それからもう1つ、5-3「実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理」のところで、間違えた時に、間違いを教訓として共有するという事になっていないのではないかと言いました。例えば、琵琶湖・淀川水環境会議というところが、「琵琶湖、淀川を美しく変える」という提言をしました。これが先ほどの淀川環境委員会とどのように関係しているのか私は存じませんが、この提言はたしか6年ほど前に出されたと思います。しかし、その後どうなっているのかわかりません。私が言っているのは、できた部分はこれでしたが、この部分はできなかった、うまくいかなかった、どうしてうまくいかなかったのか、ということが、わかりやすい形でどこか、見えるようにした方がよいのではないかと、という程度のことなのです。

無数の提言はあるが、例えば、ここはこうしたかったのだが、縦割り行政でどうしてもできなかった、ということが1つはっきりすれば、それは、その次に何かの提言をする場合に随分教訓になるわけです。

提言をするという行為には、必ずそれに伴って、それがどうなったか、ということまで含まれてくるのだということが常識になる、そのきっかけとなるようなものが淀川水系流域委員会のつくった提言の中にはっきりと、最大限というところまでいかなくても取り入れられ、あの会議から、言いつ放しでは駄目なのだ、ということが定着し始めている、というふうな感じのものができればよいということです。

芦田委員長（委員会）

その件に関しては、5-3「実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理」と書いておりますが、その機能を充実させていく必要があるのではないかと考えています。そのようにできるシステムを考えるべきである、ということをご提案しているわけです。

それから代替案の設定ですが、これについては、近畿地方整備局の方で原案をつくられる時に、いろいろな案がありますどれを選びますか、というような格好ではなくて、恐らく、この案がよいというものを出されて、しかし、他のこういう案も検討して比較した結果こういう点

でよかったからこれを出すと、そういう格好で代替案を出されることを期待しています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

尾藤委員のご発言の中で1つだけ引っかけたのですが、代替案が幾つか出て、それをどうして決めるかというところで、選挙で選ばれた人が決めるというご発言でした。その形は好ましくないのではないかと思います。結論に至るプロセスは大事にしないといけませんし、いろいろな話し合いの場を持つとか、最近、住民投票条例等、いろいろなものがありますが、そういった住民の中での議論というものを踏まえて決めていくということが、必要ではないかと思えます。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

一般的なことになりましたが、河川法が改正されて、例えば環境というものが中に入った、或いは、住民の意見を反映する手法を入れなければならない、ということに決まったわけです。そのことはこの委員会で全面的にやらなければいけないわけですが、逆の言い方をすると、今の河川法は、次にはどういう方向へ変わるべきであるかということまで含めて、つまり、現在の河川法を少し越えたような問題までできるだけ提言していくということが、国土交通省のためにも非常によいことだと思います。

そういう意味で言うと、私個人でも、複数の提出をさせて頂きたいと思えます。

例として言えば、4-2「環境への影響」ということが書かれています。現段階の一般的な考え方から言えば、これが入っていることは大変重要なことです。しかし、これは河川法の中にすでに目的化されている内容なので、環境への影響がここへ入るとということは、逆の言い方をすると、環境への影響くらいは配慮した上で、何と何をやりましょうということと、殆ど等しいという理屈にもなります。

しかし、現段階で我々が出す時にどちらがよいかは、正直に言って判断のつかない場合があります。ですから、そういう時には2つの案を並べるということも、或いは必要かも知れないと思えます。

寺田委員（委員会・淀川部会）

4-2「代替案設定とその多面的評価」のところは、実は非常に大事な提言なのです。アセスメント法ができてから既に5年たっているわけですが、現在のアセスメント法は事業アセスメントと言いまして、今回のような計画アセスメントというのは基本的には対象になりません。しかし多分、委員会として中間とりまとめの段階でも言おうとしているところは、計画アセスメント、もしくは、もう少し次元を高くして戦略アセスメント、そういうものを実施しなさいということを行わんとしているのだと思えます。

それからもう1つは、4-2に書いています代替案の検討のところなのですが、これも、現在のアセスメント法では代替案の検討は必要ではないのです。ですから、これをきちっと提言するということが非常に意味のあることなのです。自治体もやっているアセスメント条例がありますが、代替案の検討を義務にしているところはありません。しかし、本当はこれが大事な部

分なのです。アセスメント法で中心的に大事なことは、いろいろな代替案を比較検討して、その結果として、どういう案が一番ベターであるのかということです。その代替案は、何もしないということも含めた代替案です。そういう検討が必要不可欠だと言われていますが、日本ではそれが今実施できていないという状況です。ですから今回、ここで提案するということは非常に大きな意味があります。

用語的には、日本語で言えば環境影響評価、もう少し的確に書いた方がよいと思いますが、ここが重要な部分だということを一応申し上げておきます。

川上委員（委員会・淀川部会）

今までに議論されていない、全く違う分野の話ですが、環境という分野を広く考えますと、やはり国際的視野が要るのではないかと思います。

琵琶湖という非常に大きな湖を抱えているこの水系にあって、1つの例として申し上げますと、酸性雨や、酸性霧の問題等はこの時期にもあるわけなのです。大陸から窒素酸化物、或いは亜硫酸ガス等、そういうものが季節風に乗って日本列島にやってきて、酸性、アルカリ性というのは、日本の環境の中で非常に問題があるわけです。

これは、もちろん日本だけの問題ではないわけです。少なくとも、東アジアという視野で水環境というものを考えて、お互いに国際的な連携をとり、進めていかなければならない問題です。それも5年、10年ではなくて、10年、20年、100年というスケールで考えていかなければならない問題なので、少なくともその辺のビジョンだけでも盛り込んでおきたいと思います。

芦田委員長（委員会）

重要な視点をどうもありがとうございます。それは必要だと思います。情報の共有とパートナーシップ、NPO とのパートナーシップ、その辺りに国際的なものを入れるか、どこかに入れる必要があります。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

「代替案設定とその多面的評価」文章としてはこういうことだろうと思います。こういう形のもはどんどん提案はしていくのですが、投入する資源、補てんというのか、これは「実現可能性」というところに入ってくることなのでしょう。

20、30年間に投入できる資源というか、特にお金の問題等、湯水の如く投入できるはずもないので、そういう資源環境というのが何か制約みたいなものがあるのか否か、代替案の評価をする時に、投入できる資源については評価軸の中の、コスト、或いは実現可能性というところで包含されることなのか、よくわからないのです。いろいろ議論等もする中で、そこら辺は制約なしというような形で、議論の俎上を代替案評価においてもやっていけるものなのでしょうか。

それと方法です。首都機能移転の場合も、非常にたくさんの評価項目があるわけですが、それを今度、どのように多面的に検討するのかという内容の方法論とかそういう形のものまで、この中間とりまとめでやっていかなければいけないのか、その辺りは各部会にお任せで、上が

ってきたもので、こういう評価軸が必要だというようなことを中間とりまとめで上げるというような形にとどめるのか、ということがあります。それを踏まえて、その先、どういう評価方法等々を提示するところまで議論をするのか、その辺りのステージを、代替案評価という形のところで関心があります。

芦田委員長（委員会）

国土交通省も非常に密接な関係、大きな影響がありますから、ご意見を賜っておいた方がよいかも知れません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

河川整備計画につきましては、20年から30年間くらいの整備計画でつくるということで、今回いろいろな方向性を頂いて、我々が最終的に、どういうことをやるかという整備メニューを出すのです。整備メニューを出す時に、お金は気にせず好き勝手に書くのかというようなことを聞かれているのかと思います。

そこをどうするかというのはまだ決まっていません。一般的に言うと、例えば30年間の目標でやるのならば、今の予算が30年間続くくらいで大体どの程度できるか、というのを一般的ではないかと思っています。一般的に予算の制約としては、今入れている額の30倍くらいでどの程度というのを、1つの目途につくっていくのではないかと考えておりますが、具体的には決まっておりません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それは1つの考え方なのですが、もしも今の額で30年間いったら、この程度になりますということはあります。しかし、それが例えば、これくらい増えたらこの程度までいきますというのは、予算額といいますか、投入できる額をある程度幅を持たせて、その程度に応じてどれくらいの整備になりますというのを、私はそこまで出したらよいのではないかと考えています。そこはまだ意見が一致しておりません。

それともう1点、先ほど池淵委員が、評価項目まで、どこまで示すのだという話をされたのですが、これは淀川部会の方で、優先箇所といいますか、どこをやっていくということを河川管理者が具体的に書いていかなければならない時に、例えば被害の深刻度であるとか、或いは頻度であるとか、そういったものをどのように考えたらよいかということを、是非、中間とりまとめの中でお示し下さいと言っています。

芦田委員長（委員会）

優先順位ですね。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

代替案、優先順位のところから、かなり具体的な話なり、質問を1つ、ここで出させて欲しいのです。

先ほどから言っていますように、どうしても、上に行くと省庁が分かれるということがあります。しかし、現場では皆つながっています。自治会等は全ての省庁です。単刀直入に言いますと、国土交通省自身はダム建設をやめました、これで2000億円浮きました、この2000億円を地域が本当に必要な、流域(管理)委員会、水系センターというような一種のソフトの事業に回します、ということは可能なのでしょうか。或いは、そこまで考えて下さるのか、極めて具体的で申し訳ないのですが、そこが突破できないと案が出ていかないのです。もちろん、それで言質をとったということではなくて、そこまでを含めて代替案として考えてよいのかということなのです。

もう少し具体的に言いますと、文部省、環境省は、本当に、現場でいろいろな事業をやりたくてもお金がないのです。そのところを国の方で融通してくれるのか、省庁の中で、事業の性格そのものも変えていくのかというようなことで、お願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

現状は、それぞれ目的に合わせた予算の枠がありまして、その枠で最終的に毎年予算が決まっております。あるダムをやめたから、すぐどこかに持っていくのではなくて、トータル的に、それぞれの仕事が必要かで配分が決まっていくということですから、個別の事業をやめたから、その分をそのままどこかへ持っていくというのは、今の仕組みの中では非常に難しいと思っております。

江頭委員(委員会・琵琶湖部会)

今の代替案のところ、日頃からよく議論することなのですが、環境の評価軸をどのように考えるかということは非常に難しいわけです。治水をやって環境を守るためには、例えば100億円かかるとします。環境にあまり配慮しなければ、その半額くらいで済む。こういう時の判断をどうするのか。どれくらい環境を変えることに対して我慢できるか。こういうときの判断について、環境を専門とする興味のある委員の方々の中に何か答えをお持ちでしょうか。こんな時にはゴーサインが出せるとか、どこかでしっかり議論していかないと、いつまでたっても計画が進まない。

川上委員(委員会・淀川部会)

実は、昨晚、ダム魚道の勉強会をやりまして、そこに魚の先生をお招きしてご意見を伺ったのですが、「ダム魚道なんて新たな公共事業を誘発するだけだ」というご意見だったのです。例えば、サツキマスダムの上のぼらせるためだけに何百億円という公共投資をしてよいのか、ということです。その話の中で、ダムができて、その上流に閉じ込められた魚は、それなりにダム湖に適応して生活をして、場合によると、小型にはなるが繁殖もしている。むしろ、そういうことを大切にするといいか、そういうことを守っていくようにした方がコストも安く、環境順応型になるのではないかという話があって、非常に悩ましいと思っていたのです。これは、典型的な例だと思えます。

芦田委員長(委員会)

実際問題としては非常に大事な問題で、優先順位をどうするか、或いは、優先順位でなくて総合的にどう考えるか等、そのコストによって変わってくるわけで、それは一概に言えません。

寺田委員(委員会・淀川部会)

ちょっと誤解があってはいけないので、共通認識にしておく必要があると思います。

環境影響評価、事前評価、アセスメントの手続を、どこがイエスかノー、もしくはゴーサインを出すかということは、手続としては基本的には入っていません。今のアセスメント法も、アセスメントの手続は一切入っていません。

要は、事業者に対して、その事業をやることによって環境に対してどのような影響を与えるかということを事前に評価をして、それを公表しなさいと言います。それに対して意見があれば、利害関係者は意見は言えますとして、その意見が出たものを取り込んで、その事業内容を修正するかどうかというのは、基本的には事業者に任されるわけです。要は、政策決定の民主的手続なのです。これが最小限度、今、法律が認めているアセスメント手続なのです。

しかし、それにとどまらないで、もっと別のアセスメント手続は幾らでもあります。例えば、先ほど宮本所長は、アセスメントをやる場合に、評価項目から評価基準まで具体的にわかるようにして欲しいというようなことも言われたと思いますが、そんなことはできません。アセスメントをどういう手続として決めるかとか、そういう政策決定権限を、事業者ではない第三者機関に委ねることができるようにするか等、たくさん手法がありますが、どのような方法をとるかということは、この委員会で検討できることではないわけです。

ここでは事業アセスメントに限定されている環境影響評価の手続を、今回のような基本計画段階でも是非実施をしなさいということまでは、少なくとも言えると私は思います。しかし、そのアセスメント手続の内容まで踏み込んで、この委員会で意見を言うことはなかなか難しいですし、これはむしろ、非常に法的な評価ですから、全く別の専門家集団をきちっとつakって、どのような手法が望ましいかということは検討しないと、守備範囲としては無理ではないかという気がします。

ですから、アセスメントで最低限度、異論がない部分は、民主的な手続をとにかくやりましょうとして、なるべく広く、事前に影響度の告知をして、情報提供をして、そして、いろいろな意見を言えるようにする、ということが必要だと思います。それを事業者がどの程度取り込むかということは事業者の方の判断の問題であって、その判断のミスがあれば、将来、司法の場で、もう一度責任を問われるということになるかも知れません。少なくともアセスメントという手続は、こういう政策決定の手続を民主的にやろうということが最小限度の目標だとすべきです。ですから、これだけは実施しなさいということは、是非言った方が私はよいと思います。

それから、代替案の検討を少なくとも、絶対やらないといけません、ということまで言えば、これはかなり大きなことだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

先ほど私が言いましたのは、環境アセスメントの項目をここで決めて欲しいと言ったわけではなしに、洪水対策をする時の優先順序を決める指標の考え方を示してもらいたい、ということだったのです。

というのは、何でもかんでもやりますという計画は、実は全然意味がない計画でして、これはあくまで20年から30年でやるということですから、何が優先なのだということを決めるのが、河川整備計画に非常に大きな意味があります。そういう意味で申し上げました。

川上委員（委員会・淀川部会）

今日、少なくともお2人の委員の方々から、事業が実際に実施できたのか、できなかったのか、何故できなかったのかの検証が必要だというご意見があったと思います。

手短かに申し上げますと、日本で初めての、事業達成、計画達成のチェックリストつきの河川整備計画にしたらどうかと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

例えば行政側は住民の意見を聴いたという時、判だけを押してもらって、これは住民意見ですという方法もとれるわけです。それを場あたりのにおやっけてゆくと、現状の不合理性、歪みはもう解決出来ないでしょう。ダメージが大きくなり過ぎます。一番大事なことは、代替案ということよりも、できれば行政の方は煩わしいところへ行って欲しい、現場へ出て欲しい、少し文句が上がっているところへ出て欲しいと思います。大抵は、最初のボタンのかけ違いが非常に大きくなるのです。ですから、ここは不都合です、ここは困りますよというようなところに対して、出かけて行って欲しいと思います。それに対してNPOが、ある程度やれる、そういうNPOの信頼をこれから築いて欲しいというのがあって、むしろ代替案をつくらうと思えば、これはまたプロが出てきまして、どんどんやっけていける方法があると思います。

というのは、ここを何とかして欲しいというところに対して、お互いに話し合っていくということの住民の人たちの町や地域に対する愛着が生まれるというか、そこが一番大事なところで、ここを生かせるようなアセスメント法ができてくるのが大事ではないかと思います。ここで意見が分かれる、或いはここでとまったら、それはそこの事業をやらなくてもよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

まだご意見はたくさんあるかと思いますが、時間も大分迫って来ましたので、この辺りでとりまとめたいと思います。

「骨子案」としまして、これは非常に不備なものといいますが、肉も何もついていない骨格だけのものだったので、皆さまにご意見をいろいろとお伺いしまして、これに肉をつけていくということです。

今日、お伺いした意見、或いはさらに後から考えられて、これは盛り込むべきだという意見があると思います。それを是非、庶務の方に提出して頂きたいと思います。それも、先ほど言

いました理念と同じで、3月11日までに、こういうものを盛り込むべきだということを出して頂きたいと思います。

今回の3月30日には部会から報告があると思います。その部会からの報告も、当然あわせてこれに入れていきまして、そしてまとめていく、肉をつけていくと、すばらしい形のとりまとめ案ができるのではないかと思います。

今回は、部会からの報告をお伺いすると同時に、委員会では初めて、一般からの意見発表をお願いしたいと思っております。それに関する資料を庶務の方で説明して下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

〔省略：資料5について説明〕

芦田委員長（委員会）

只今庶務の方から報告しました通りですが、次回発表をして頂く方の人選につきましては、この委員会の後で開催を予定しております運営会議にお任せ頂けるでしょうか。

では、そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、一般傍聴者からの意見をお願いしたいと思います。

傍聴者（橋本）

京都府城陽市から参りました橋本崇弘と申します。

本日の中間とりまとめの骨子を拝見させて頂きまして感じたことですが、判読不十分であればご容赦願いたいと思います。

今、何故、河川整備計画なのかという項目がないままに、理念の項目より始まっておるかに読めます。そのまま読んでいけば、何の理念ですかというようなことも感じるのではなかろうかと思いました。皆さまはおわかりのことと思いますが、そのように感じましたので一言申し上げました。

傍聴者（佐川）

高槻在住の佐川と申します。

本日、大阪府の水道計画について、私の意見を資料でお配りさせて頂いております。結論だけ申し上げます。水道計画そのものについても非常にいい加減だと感じるのですが、それは詳しくは資料に目を通して頂くとしまして、「大阪府広域的水道整備計画」の計画書の中で、こういう文面があります。「ここでダム建設等による水資源開発には長期にわたる工期と莫大な経費を要するため、水資源対策の一環として節水、水利用、合理化並びに既存水利の有効利用等を積極的に推進する」とあります。これはなかなかよいことが書いてあります。

ところが、先般の委員会での大阪府の資料の提示は、専ら水道に関する資料で、これだけ増えるのですよということで、ここに書いてある、既存水利の有効利用等を積極的に推進するという部分に関わることは、一切の説明がなかったと聞いております。

そこで、このB4判1枚ものをご覧頂くと、工業用水道が1日に130万 m^3 /日の水利権が現にあるとなっています。これに対して実績が昭和55年、75万 m^3 /日、平成に入って、69万 m^3 /日、66万 m^3 /日、65万 m^3 /日、64万 m^3 /日、63万 m^3 /日となっています。ざっとこの水利権に対して半分しか工業水利を使っていないのです。ですから、おっしゃるように水利権を見直してやるのであれば、今の大阪府の計画は一切なしで、これを切りかえたら済むだけの話ではないかと思えます。

それと、もう一つ。こういうずさんなことが何で起こるのかというと、大阪府の給水条例で責任水量制というのがあるということです。受水団体と契約して、仮に100契約して実際に引き取った水が90であっても100の金はもらうということになっています。全部受益者負担ですから、いいかげんなことをやってもツケは全部、私ども高槻市民だけではなくて大阪府の全住民に回せると、そういう気楽な稼業だと言えます。これは問題だと感じます。

傍聴者（金屋敷）

奈良市に住んでおります金屋敷です。簡単に私の意見といいますが、むしろ委員の方のご意見をお聞きしたいことなのですが、そこまでは要求いたしません。

2つありまして、1つは、「自然」という言葉が盛んに使われております。資料3、淀川環境委員会の報告の1ページ目には「1960年代の河川環境」と書かれておりますが、「自然」という言葉は、状態を指すのか、それとも再生産する力といいますが、或いは遷移する力といいますが、これを指しているのでしょうか。皆さま方のご発言の中で非常に混乱があるように思われます。これは十分ご討議頂きたいと思えます。今、お答えをして頂く必要はありません。

それからもう一つ、次の問題ですが、「住民」という言葉を盛んに使われます。「共同体」という言葉も言外に表現しているのだと思えますが、これは、山村集落共同体と都市の共同体では全く挙動が異なります。先ほど来、嘉田委員がおっしゃっていましたが社会共同体というのは山村集落かと思えます。大体、数千人、せいぜい1万人くらいでしたら意見の集約が可能ですが、大都会になりますと、これは構成要員そのものが山村集落とは違います。しかも、この意見の集約は非常に難しいです。従いまして、社会共同体と申しますか、住民の意見を聴くという時には、十分その辺を区別して、お話し頂かなければならないと思えます。

あえてもう一つ言いますが、山村地域の過疎は、これは国土の管理者の減少であります。緑のダムということは全く幻想であります。森林は、土砂の監視、或いは表土の流出の防止のために非常に重要なことです。さらに専任の管理者がいらないことによって、森林は非常に質の悪いものになっていきます。暴風雨がありますと、これが倒れて流木となってまいります。従って、川を考える時に、この問題もあわせてお考え頂きたいと思えます。これは、省庁の権限の問題ではないです。我々が相手にしておりますのは、大事な国土の中の川ですから、そのようにお考え頂きたいと思えます。

芦田委員長（委員会）

どうも、貴重なご意見をありがとうございました。

傍聴者（猪名川部会 本多委員）

猪名川部会の委員をしております、本多と申します。

今、委員会の中間とりまとめという議論をずっとお聞きしてしまして、猪名川部会の委員の専門にばらつきがあるのかしれませんが、寺田委員がおっしゃるような法律的な観点がかなり抜けていたと思いますし、問題点を明らかにしなければということも、抜けていたというような気がしました。それから、嘉田委員の方からは、次の世代につないでいく仕組みも大切なのだという具体的なお話もあって、これもそうなのだなということ、今日は非常に感じさせて頂いたところです。

それで、恐らくこの中間とりまとめというのは、各部会から出されると思いますが、その後、国土交通省から出てきた河川整備計画原案について、また議論をしていくことになると思います。やはり部会ごとに委員の専門分野にばらつきがあったりということがないようにも思います。私はここへ来て、初めていろいろなことが理解できたこともありましたので、一度そういう中間とりまとめを各部会がつくった時点で、それぞれの発表会か何かをして頂いて、各部会の抜けているところとかも聞きながら、今度は、河川整備計画原案が出た時の議論に備えていかないと、部会ごとでは、やはり穴があいているところもあるのかなと感じました。また逆に、私たちの言いたいところが委員会のとりまとめに入っていない、というような思いもあったりしますので、一緒にまとめて等と言われますと、どきっとするようなどころも実はあります。

落ちているところもあるかもしれませんので、いつか全体で交流できる場があればと思います。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。部会から報告を頂いて、今のよう、委員会の中間とりまとめに入れようということにしています。

部会間の相互の意思疎通を図る必要があるということですね。

本多委員（猪名川部会）

米山委員もいろいろ猪名川部会を代表しておっしゃって頂いていますが、委員それぞれの思いの中にわからないところが、やはりたくさんあります。

芦田委員長（委員会）

非常に重要な問題です。よい提案ですので、部会の方でも検討して頂いて、委員会でも検討して、時間がとれるかどうかですが、できるだけそういう方向でやりたいと思いますので、相談したいと思います。

傍聴者（猪名川部会 畚野委員）

猪名川部会委員の畚野と申します。

今日私が申し上げますのは、実は猪名川の話ではなくて、たまたま淀川本川の話なのです。今日の会議で資料3を見せて頂きまして、いろいろ書いておられるのでこれでかなりよいと思

いましたが、それに関連したことなのです。

先日、実は私は高槻市で鶴殿のヨシ焼きの行事を初めて見せて頂きました。そこで、NPOではないのですが、住民団体の環境関係に30年ほど関わっておられる方の説明ですが、乾燥化が非常に進んでいるということです。それに対してお役所の方では水をポンプアップして復元の状況をテスト的に見ているという言い方なのですが、1年間でも1億円くらい電気代が要ということなので、本当にこれから続けてやっていかれるのかなということ、そういう団体の立場からおっしゃってありました。鶴殿は文化的に非常に大切なところなので、どうすればよいのかということ、十分議論して頂きたいということが1つです。

もう1つは、対岸の方でまた別の自然保護関係の人の意見なのですが、先日ワンドを上流の方で作成したということが新聞にかなりのスペースで出ました。ただ、それは工事が始まって、初めてその人たちが知ったということです。1つの見方ですが、その工事によって川の中の木が切られたことで、あの辺の環境に適して生息をしている冬の鳥、トラフズク等、そういう鳥はこれからどうなってしまうのかが、環境から見た場合の住民の心配となっています。

現実として、今までこういう委員会でやっておられることが、住民まで聞こえていないということもありますので、住民から意見を吸い上げるということについては非常に力点が入っておりますが、実際に工事をやられる前に、住民がある程度納得しているかどうかということ等も1つのポイントだと思いますので、そういうこともご考慮願いたいと思います。

これは委員の方でも考えるべき問題だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

時間が来ましたので、これで一般傍聴者からの意見は終わりにしまして、資料7として寺川委員から提案されていますので、5分くらいの時間で説明して頂けますか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

発表の時間をとっていただき、ありがとうございます。

琵琶湖総合開発と渇水について、第8回委員会では水野河川調査官の説明に反論するような形で発表させていただきましたが、今回はその追加ということで発表させて頂きたいと思いません。

[説明要旨：琵琶湖総合開発と渇水]

- ・ 第7回委員会で、河川管理者より「琵琶湖、淀川流域では4年に1回の割合で渇水に見舞われている」との説明があったが、そうは思えない。琵琶湖総合開発の運用が始まった1992年以降は、わずか2回しか短期間しか取水制限が行われておらず、琵琶湖総合開発運用前と違い明らかに状況が改善されている。平成6年の渇水時においても、琵琶湖の雨量や大阪の気温でワーストを記録し琵琶湖水位もマイナス123cmまで下がるという記録的な猛暑であったにもかかわらず、どこにも断水が起こらず軽微な被害しか生じていない。

- ・ 国土交通省は、農業用水の取水状況を把握していないと思われる。同省は水道用水と工業用水だけで渇水対策を検討しているが、やはり農業用水も含めて考える必要がある。朝日新聞の記事(1999.10.17)では、農地の宅地化や減反政策の影響から、農業用水の水利権 145 万 m^3 /日に対して、最大取水量が 80 万 m^3 /日と記載されており、約 45%の農業用水が未使用となっているとの記述がある。いざというときは、この分を渇水対策に回すことができるはずである。
- ・ 大阪府が今後の水需要を予測のための根拠として示した 304 ℓ という飽和値は、風呂や洗面などに不必要に多くの水を使う設定で算段がなされており、過大な数値であると思われる。飽和値をあと 20 ℓ 低く見積もれば、16 万 m^3 /s の水需要が減らすことができる。この飽和値は、取水実績と予測値の関係からみても、あまりに実態とかけ離れていると思わざるを得ない。
- ・ さらに、今後は人口減少による水需要の減少も併せて考えるべきである。30 年後には大阪府営水道の水供給エリアの人口は、約 50 万人減少するという見込みもあり、その場合は水需要が約 25 万 m^3 /s 減少する。これは、丹生ダム(21.4 万 m^3 /s)と大戸川ダム(3.5 万 m^3 /s)への参画が無用になることに相当する水量である。
- ・ 以上から、大阪府営水道が発表した今後の水需要、また今後の水資源開発の在り方について見直す必要性は十分にあると言える。

芦田委員長(委員会)

これについては近畿地方整備局の方でご意見があるかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

説明不足で十分に理解されていないところがありましたので、1カ所だけ説明させて頂きたいと思います。

今出た資料そのままです。今ある施設でどれだけ安定的に都市用水が確保できるのかというものをご説明させて頂いたものです。計算条件は、琵琶湖総合開発もでき上がって、今の施設で当時の気象状況ならどうなるかを説明させて頂きます。今ある施設で本来は確保するといっている計画確保量が 95 m^3 /s ということです。しかし、実際には雨が少なく、最近 30 年間の気象条件で見ると安定的に確保できる量は、一番少ないのが昭和 53 年から昭和 54 年の渇水で毎秒 64 m^3 /s、3 番目以降が大体 72 m^3 /s。淀川下流域の都市用水は最近 10 年間の最大取水量であった平成 6 年で、実際に 76 m^3 /s くらい取水していましたから確保水量は少ないということです。

琵琶湖総合開発運用以前は取水制限が 100 日を超えていたのが、運用後は最長で 44 日と半分くらいになり、渇水の程度が落ちています。では今後、昭和 53 年のような状態が来たらどうなるかを見ました。

最近の水需要に比べて安定的に確保できる水量が小さいということは、やはり同じように渇水が起きるということです。琵琶湖総合開発が運用を開始した後でも、過去 30 年間の気象条件で見ましたら、そのうち 7 年間は今、実際に使っている量が確保できない、計画確保量で

は13年も確保できないということです。

では、実際には、ダム貯水用量が半分くらいになりましたら、取水制限と湯水調整を開始しますが、ダムの水が減ってきて琵琶湖の水が減ってきて、そのまま使ったらどうなるかといいますと、昭和53年、昭和54年等々の7つにつきましては、琵琶湖の水位がマイナス1.5mを下回ります。従いまして、琵琶湖総合開発ができましたので、湯水の程度は小さくなっていますが、湯水にはなっています。

平成6年が過去最大の湯水だと、寺川委員は言われていますが、琵琶湖総合開発運用後では、最大ですが、過去30年間では最も大きな湯水は冬場に来ております。昭和53年から昭和54年です。普通に水を使う、何も節水をしなければ、琵琶湖の水位はマイナス1.73mになります。過去80年間のデータがある中で最大を見ると、昭和14年から昭和16年で何も節水をしなければ、マイナス2.4mくらいになるということです。

前回2月1日の委員会では利水について説明しました、次に2月5日淀川部会でも説明し、ことごとくご意見を頂きましたので、2月15日の猪名川部会には少し内容を改めた説明をしました。利水に関しては、今までは川を拘束、制御するということから、今度は川に生かされるという観点で、今までの川に必要な最低限の水量を確保した上で、ダム等の施設を建設し、可能な限り水を利用するということから、今後は、できるだけ自然に近い状態で川の水や湖を利用しつつ最低限の水を使うようにしようとしています。まずそうするには、ダムからできるだけ自然のままに流しましょうとか、ライフスタイルを変えてやるのがよいですね、というような話をさせて頂いておりますので、そういうことも参考にして頂ければと思います。

農業用水につきましては、確かに三川合流から下流で毎秒15 m³/sが使われていますが、最大とは、それぞれ田んぼに必要な時期、主に春から秋にかけてということで、冬場は全く使っていません。ですから、農業用水が余っても、転用するにはいろいろ考えていく必要があると思いますし、既存水源の有効活用ということについては、余った農業用水、工業用水を使っていくということも必要ではないかという説明をしております。

芦田委員長（委員会）

今、水野河川調査官が説明されたのは、計画では十分供給する能力があるのだが、実際には雨の降り方が最近減ってきて計画どおり供給できていないということです。従って、湯水は琵琶湖総合開発の運用後でもかなり起こるのではないかと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

お知らせということで、休憩時間の後に配らせて頂いた「世界子ども水フォーラム」というのを嘉田委員も含めて、流域委員会の委員7名も入っておられまして、これから皆さまとお話しされたいろいろなテーマを含めてやっていきたいと思っています。是非ご支援、ご参加を含めてお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

芦田委員長（委員会）

非常に長時間ご苦労さまでした。これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

これにて淀川水系流域委員会第8回委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

なお、次回の委員会は3月30日土曜日、10時からお昼を挟んで17時半までです。委員の皆さま、よろしくお願いたします。

以上